

第4次 福祉の輪づくり運動推進県域活動計画

〔第4次 ネットワークプランやまぐち〕

平成22年度～平成26年度

中間見直し計画

これまでの取組の総括と最終年に向けた
平成25年度～平成26年度の実施方針

平成25年3月

発 行：平成 25 年 3 月
発行者：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072
山口県山口市大手町 9-6
TEL (083) 924-2828
FAX (083) 924-2847
印 刷：コロニー印刷

《目 次》

I	第4次 県域活動計画 中間見直しについて……………	1
1	中間見直しの目的	
2	中間見直し基本の方針	
3	中間見直しの検討プロセス	
II	計画の基本構想……………	3
1	山口県内の社会福祉協議会が住民や関係機関・団体とともに進める 地域福祉推進のカタチ～「福祉の輪づくり運動」と地域福祉の推進～	
2	計画の性格と役割	
3	基本理念	
4	基本目標	
5	中間見直し計画の期間	
6	計画の推進主体（進行管理）	
7	計画の概要（計画の体系図）	
III	これまでの取組の総括と今後の取組方針……………	8
I	一人ひとりを支える	
II	豊かなつながりづくり	
III	福祉を担う人づくり	
IV	相談・情報機能の強化	
V	地域福祉推進のための基盤づくり	
IV	資料……………	70
◆	第4次計画を進める組織体制	
◆	各部所の役割と重点事業	

I 第4次 県域活動計画 中間見直しについて

1 中間見直しの目的

平成24年度は、平成21年度に策定した第4次 福祉の輪づくり運動推進県域活動計画（平成22年度～平成26年度）の中間年にあたります。

そこで、これまで2年間の取組を振り返るなかで、①平成21年度の計画策定後に、社会の情勢等の変化に応じて計画の変更が必要なものはないか、②計画の目標を達成するために、実施事業等の修正、変更が必要なものはないか等を協議することにより、最終年に向け、より計画の目標に対し実効性の高いものになるよう、計画の見直しを行いました。

2 中間見直し基本の方針

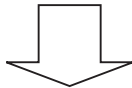
- ・計画の基本理念、目標は、現計画のものを尊重し、見直しを行いました。
- ・計画に掲載する事業（名）は、単年計画（県社協事業計画及び決算）との整合性を図りました。

3 中間見直しの検討プロセス

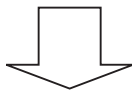
以下の流れで、中間見直しを進めました。

①2年間の総括評価の振り返り

- ・計画の基本理念、目標等（「計画の概要と県社協業務の位置づけ」参照）に対して各部所がどのような役割を果たしているのかを念頭におき、これまでの取り組みについて、各部所で総括評価を実施



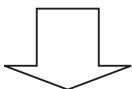
②これから3年間の各部所の方向性の確認



③各部所でこれから3年間に実施する事業の整理

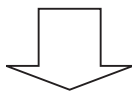
- ・各事業について、以下の基準での「廃止」、「継続」、「変更」、「新規」、「追加」事業等の整理を行いました。

見直しのレベル	見直し内容
廃止	当初の4次計画に掲載している事業の廃止
継続	当初の4次計画に掲載している事業を継続
変更	当初の4次計画に掲載している事業の一部を変更
新規	中間見直し以降、新規で立ち上げる事業
追加	当初の4次計画以前から実施していた事業だが、今回の見直しで計画上に追加した事業



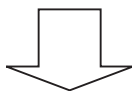
④中間見直し報告会の開催

- ・地域福祉推進委員会委員、市町村協職員、局内の他部所職員等からの意見をいただき、中間見直しの方向性を検討



⑤中間見直し案の作成

- ・中間見直し計画最終案の検討
- ・計画の基本理念、目標、各部所の役割の再確認
- ・各部所の事業整理



⑥中間見直し以降の進行管理について検討

- ・中間見直し以降（平成25年度～）の計画の進行管理を検討
〈平成25年度からの進行管理の流れ〉

時期	内容	備考
～6月	前年度事業の評価表作成	*評価様式と単年度事業報告の整合性を図る *評価項目に、前年度の懸案事項の状況も明記すること
7月	前年度事業の事業報告会 （職員研修として開催）  ・当年度事業で反映 ・次年度事業計画時に反映	*推進委員会委員もオブザーバー出席を依頼 *地域福祉推進委員会第1回と同日開催を検討）
3月	次年度の重点テーマの報告、協議（提言書案の検討）	*地域福祉推進委員会第2回

* 本冊子での用語整理 *

- ショウガイシャ・・・法律や要項で表記されている場合及び名詞として使う場合は「障害者」と記載
 - ・・・その他の表現は、「障がい」と記載
- 支援を必要とされる方の表現
 - ・・・法律や制度上のサービスに関連する表現は「要援護者」と記載
 - ・・・地域福祉活動等のインフォーマルなサービスでは「要援助者」と記載

Ⅱ 計画の基本構想

1 山口県内の社会福祉協議会が住民や関係機関・団体とともに進める 地域福祉推進のカタチ～「福祉の輪づくり運動」と地域福祉の推進～

(1) 福祉の輪づくり運動と地域福祉の推進

山口県では、昭和61年から、県・市町村社協を中心として、県民運動として、「福祉の輪づくり運動」を展開しています。

福祉の輪づくり運動が展開されるようになった背景には、都市地域はもとより、住民の結びつきが比較的強いと思われていた農漁村においても、過疎化が進み、人と人とのふれあいが薄くなるなかで、お互いが助け合って生活する温かいぬくもりのある地域が失われつつあるという地域社会の変容がありました。

こうした中で、高齢者、障がい者、母子家庭をはじめとした地域生活を行う上での生活のしづらさを抱える人々に目を向け、公的な福祉サービスでは対応できない課題に、地域に住む人たちがお互いに力を出し合って取り組むことや体制を作っていくことが必要となりました。

このような経緯から始まった「福祉の輪づくり運動」は、「困ったときにお互いが助け合える組織をつくろう」というスローガンのもとに、需給調整会議（小地域ケア会議）の実施や見守り活動、住民参加型在宅福祉サービス事業の実施、活動を担うボランティアや福祉員の養成等、様々な取り組みを展開してきました。また、活動を継続的に実施していくための地区社協や自治会福祉部等といった住民組織の基盤形成を図ってきました。

さらに、全市町で、「在宅福祉サービス推進計画書」（現在「地域福祉活動計画」という名称に移行）を作成するなかで、山口県全体として福祉の輪づくり運動の推進方策を共有しながら一体的な県民運動としてすすめてきました。

これらの「福祉の輪づくり運動」の取組では、小地域の福祉活動の充実、さらに活動を継続していくための組織等の基盤づくりが図られました。

また、住民による地域福祉活動には、社会福祉施設や公民館、郵便局等の地域のサポートが、活動の充実に大きく影響していることがわかりました。

さらには、住民が抱える様々な課題を住み慣れた地域で支えていくためには、狭義の福祉ではなく、日常生活全体を視野にいたした支援が必要であり、そのためには、保健、医療、福祉、労働、法曹関係等の幅広い専門職との連携をもつことが必要であるということがわかってきました。

現在、「福祉の輪づくり運動」は、「住み慣れた地域で 誰もが 安心して 心豊かに暮らし続けることができる 地域づくり」という理念のもとに進められており、第4次計画の中間見直しにあたっても、この方向性を継承することとしています。

2 計画の性格と役割

- ・基本理念「住み慣れた地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることができる 地域づくり」の実現を図るため、県社協の総合的な「地域福祉」（福祉の輪づくり運動）への取組の基本計画となるものです。
- ・山口県内で「地域福祉」（福祉の輪づくり運動）を推進するため、課題解決に向けた具体的な方策を示すものです。その中で、県社協の使命や役割を改めて明確にします。
- ・また、本計画には、地域福祉を推進するために県社協で実施している広域的な事業や市町社協や社会福祉施設等の支援を行うための事業等を計画の項目ごとに掲載しました。
- ・「山口県地域福祉支援計画」など、県の行政計画との整合性を図りながら、県内の市町社協をはじめ、関係機関・団体等との連携・協働により「地域福祉」（福祉の輪づくり運動）を具体的に推進していく行動計画の性格を有します。

3 基本理念

「住み慣れた地域で 誰もが 安心して 心豊かに
暮らし続けることができる 地域づくり」

「住み慣れた地域で」

「誰 も が」…年齢や性別、障がいの有無にかかわらず地域に住むすべての人々

「安 心 し て」…何かあっても地域で互いに支え合える、安心感が持てるように

「心 豊 か に」…人と人との魅力あるつながりをつくり、支え合うことにより精神的な豊かさのある快適な生活を送ることができる

「暮らし続けることができる」

「地 域 づ くり」…住民一人ひとりが主体的に地域にかかわる「まちづくり」をすすめる

4 基本目標

I 一人ひとりを支える

- 1-1 住民一人ひとりの声に耳をかたむけ、支援につなげます。
- 1-2 一人ひとりの気持ちを尊重し、その生活を支えるしくみづくりをすすめます。

II 豊かなつながりづくり

- 2-1 共に支えあう地域^{まち}づくりをすすめます。
- 2-2 いきいきと活動できる社会参加の場づくりをすすめます。
- 2-3 住民が集える拠点づくりをすすめます。

III 福祉を担う人づくり

- 3-1 専門性の高い福祉「人材」の育成・確保をすすめます。
- 3-2 地域福祉活動の担い手を養成・支援します。

IV 相談・情報機能の強化

- 4-1 住民にわかりやすい情報提供をめざします。

V 地域福祉推進のための基盤づくり

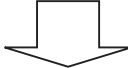
- 5-1 地域福祉を推進するための基盤整備に努めます。
- 5-2 広域的な支援やサービスの開発・提供に努めます。

5 中間見直し計画の期間

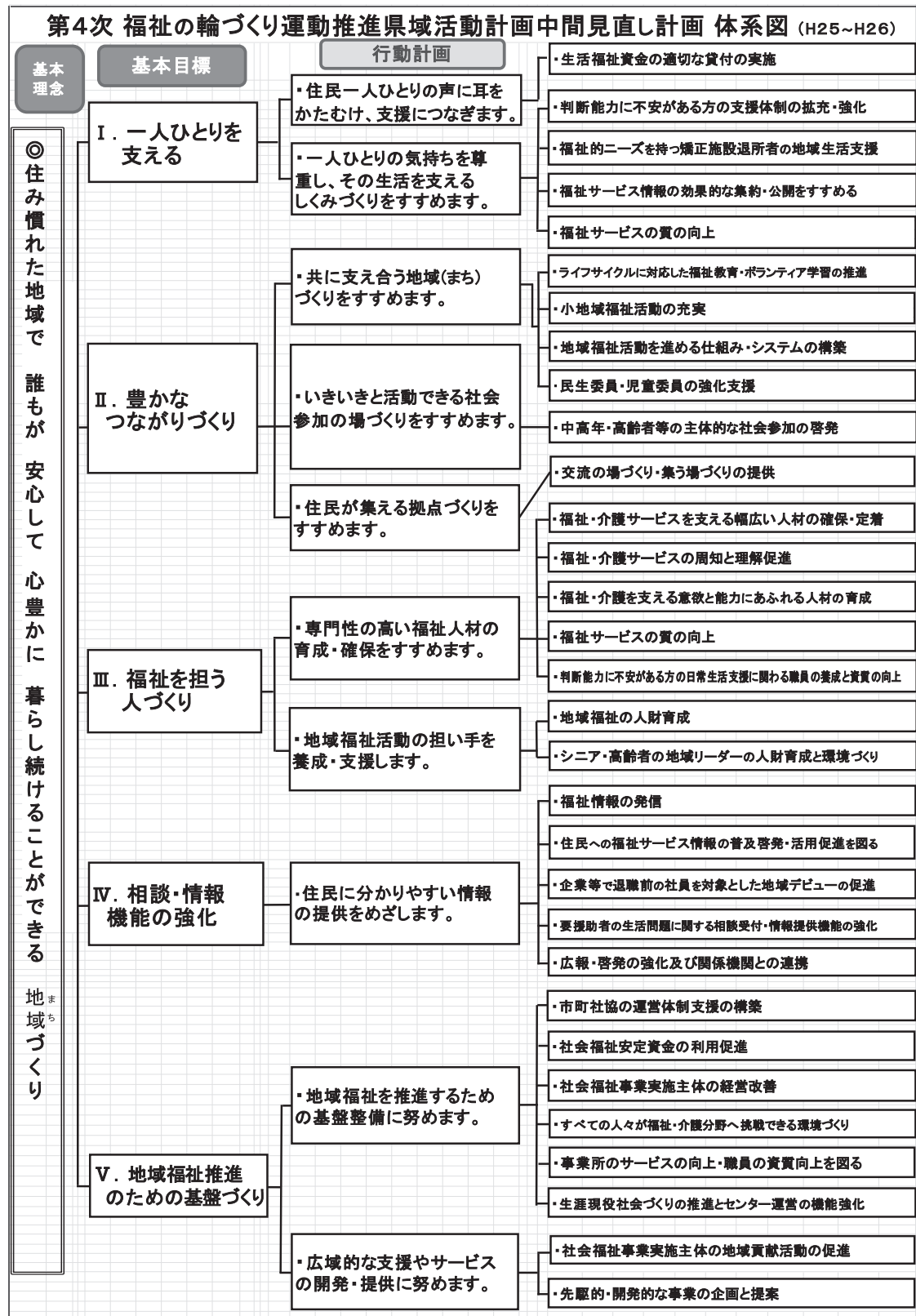
- 平成25年度から平成26年度までの2年間を計画期間とします。
 ※第4次計画は、平成22年度～平成26年度が計画期間ですが、中間年にあたる平成24年度に見直しを行い、平成25年から、中間見直し計画にもとづき、事業を実施します。

6 計画の推進主体（進行管理）

- 計画の進行管理は地域福祉推進委員会において毎年行います。
- 事業推進計画の項目ごとに、各担当部所の自己評価と地域福祉推進委員会の評価を行います。

時期	内容	備考
～6月	前年度事業の評価表作成	＊評価様式と単年度事業報告の整合性を図る ＊評価項目に、前年度の懸案事項の状況も明記すること
7月	前年度事業の事業報告会 （職員研修として開催）  ・当年度事業で反映 ・次年度事業計画時に反映	＊推進委員会委員も オブザーバー出席を依頼 ＊地域福祉推進委員会第1回と同日開催を検討）
3月	次年度の重点テーマの報告、協議 （提言書案の検討）	＊地域福祉推進委員会第2回

7 計画の概要（計画の体系図）



Ⅲ これまでの取組の総括と今後の取組方針

基本目標Ⅰ 一人ひとりを支える

1-1 住民一人ひとりの声に耳をかたむけ、支援につながります。

住民のニーズを敏感に感じとり、迅速かつ確実に支援につなげるために、地域の相談窓口としての市町社協との連携による相談機能の充実・強化を図ります。

1-1-1 生活福祉資金の適切な貸付の実施

目標・指針

民生委員・児童委員等とのケース検討会を開催します。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 平成 21 年の制度改正により創設された総合支援資金において、「連帯保証人を付けなくても貸付可能となった」「借財の返済にも貸付可能となった」「貸付時における民生委員・児童委員の関わりを求めなくなった」など大幅な要件緩和がなされた。これに伴い、従来と異なる若年の失業者世帯などからの相談と貸付が大幅に急増しており、県・市町社協とも従来の相談支援窓口体制では十分に対応できない状況になっている。現時点では新規貸付申請はやや落ち着いているが、過去の貸付のなかには償還が滞り、不良債権化していく債権も増えており、市町社協や民生委員・児童委員と連携の上、長期間に渡り継続的な対応が必要となるケースが増加している。
- 国の緊急雇用創出事業臨時特別特例基金により、来年度も各市町社協に相談員が配置され、貸付相談や償還業務を行うことが求められているが、単年度の予算措置であるため、長期・継続的な関わりを必要とする本貸付制度の安定的な運営について懸念される。

《事業方針・提案》

- 適正な制度運営が行えるように、現状課題や問題を踏まえた制度改正及び体制の整備等について、今後も県行政や全社協を通して国に要望や改善を求めていく。
- 相談者にとって最も望ましい支援が提供できるよう日頃から各関係機関との連携を図る。

《平成 24 年度以降の取組》

- 償還が滞納となっている世帯を中心に市町社協や民生委員・児童委員とケース検討を行い、貸付後の借受世帯支援も含めた、償還の促進と必要な援助を行う。

1-1-1 生活福祉資金の適切な貸付の実施

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①生活福祉資金（総合支援資金）の活用促進と効果的運用 ②生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金）の活用促進と効果的運用 ③生活福祉資金（不動産担保型生活資金）の活用促進と効果的運用 ④生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の活用促進と効果的運用 ⑤臨時特例つなぎ資金の活用促進と効果的運用	○民生委員・児童委員等とのケース検討会の開催	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

生活福祉資金と民生委員・児童委員との連携

社協では、低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、生活福祉資金の貸付を行っています。

こうした事業を進めていくために、地域で活動されている民生委員・児童委員とのケース検討会を開催するなどし連携を深め、生活福祉資金制度の充実を図っています。

生活福祉資金 貸付制度のご案内

生活福祉資金は、生活困窮者に対する生活支援の一環として、貸付による資金援助を行う制度です。貸付の目的は、生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上にあります。

貸付の種類

- 総合支援資金：生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助。
- 福祉資金・教育支援資金：生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助。
- 不動産担保型生活資金：生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助。
- 要保護世帯向け不動産担保型生活資金：生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助。

貸付の条件

- 生活困窮者であること。
- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が必要であること。
- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が可能であること。

貸付の手続き

- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が必要であること。
- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が可能であること。

貸付の利率

- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が必要であること。
- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が可能であること。

貸付の返済

- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が必要であること。
- 生活困窮者の生活安定と生活意欲の向上を図るための資金援助が可能であること。

1-2 一人ひとりの気持ちを尊重し、その生活を支えるしくみづくりをすすめます。

一人ひとりの選択を支えるための情報提供や、判断能力が十分でない方への福祉サービス利用支援を図ります。また、福祉的ニーズをもつ人々への地域生活支援に取り組めます。さらに、安心してサービスを利用できるように、福祉サービスの適正化をすすめます。

1-2-1 判断能力に不安がある方の支援体制の拡充・強化

目標・指針

《地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）》

全市町にくまなく支援が届くよう、全市町実施の円滑な推進を図ります。

《法人成年後見支援センター「らいふサポートやまぐち」の運営》

市町が行う成年後見制度利用支援事業の適切な支援に関する働きかけをします。

法人成年後見制度の実績を伸ばすと共に受任社協数の増加を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

○判断能力に不安がある方の支援体制の拡充・強化を図るため、研修会等を通して関係者の資質の向上を図っている。地域福祉権利擁護事業については事業開始から 10 年が経過し、22 年度より全市町にて事業を実施しているが、体制等によって取組みに差が生じている。

《事業方針・提案》

地域福祉権利擁護事業及び法人成年後見の普及のために引き続き関係機関への働きかけを行なうとともに、関係者のスキルアップを図っていく。また市町社協とともに、改訂した取扱要項の周知徹底を図っていく。

《平成 24 年度以降の取組》

全市町社協において地域福祉権利擁護事業が円滑に行なわれるよう、基本となる事務処理方法について、周知し、業務の標準化を図っていく。ニーズに応じた研修会を通して支援体制の拡充・強化に努める。

県及び市町行政に対して、地域福祉権利擁護事業及び法人成年後見における補助要望等を行い財源の確保に努める。

1-2-1 判断能力に不安がある方の支援体制の拡充・強化

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①地域福祉権利擁護事業の実施 (ア) 山口県地域福祉権利擁護センターの適切な運営	・事務局審査会（H 2 5年度から実施）の円滑な実施に努め、契約締結審査会の効果的・効率的な運営を図る。 ・現物調査の適正な実施に努める。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(イ) 地域福祉権利擁護事業の推進に向けた支援強化	事業の取扱要項に基づく業務の標準化を図る。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(ウ) 関係機関・団体との連携・支援	取組の実施にあたり、関係機関・団体との連携関係を築く。	H 2 2 ～ H 2 6
新規	(エ) 広報・啓発及び調査研究事業	実態調査を行うことにより、対象者等の現状把握を行う。	H 2 5 ～ H 2 6
継続	②法人成年後見支援センター事業の実施 (ア) 法人成年後見等の実施	市町社協における法人後見実績の増加を図る。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(イ) 成年後見を受任又は受任を検討している社協等への支援	受任社協に対する後見監督人としての助言を行う。	H 2 2 ～ H 2 6
新規	(ウ) 成年後見活用促進事業の実施	・成年後見制度の活用促進の方策について委員会を設置し検討する。 ・市町社協及び市町行政へのヒアリング調査を実施し、現状把握を行う。	H 2 5 ～ H 2 6
新規	(エ) 相談受付及び調査研究事業	相談の受付及び実態調査を行うことにより、対象者数等の現状把握を行う。	H 2 5 ～ H 2 6

《事業紹介》

住みなれた地域で安心して暮らすために

法人成年後見支援センターでは、市町社協や社会福祉施設の後見受任を支援しています。

各種調査を通じて県内での制度への取組状況について把握し、情報提供を行い、また研修等を通して担当職員の人材育成やスキルアップを図るとともに、行政や住民への制度の普及啓発を行っています。

県内の全ての市町にて、判断能力が低下した方が住みなれた地域で安心して生活できるよう取り組んでいます。



1-2-2 福祉的ニーズを持つ矯正施設退所者の地域生活支援

目標・指針

矯正施設退所者の地域での受け入れの促進を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

当該事業で位置づけられた業務に着実に取り組んでいる。

今後さらに、社協の強みであるネットワークを活かした支援の展開を行い、取組を理解し、支援してくださる人のすそ野を広げていくことが大切である。

この事業は地域における理解がなければ進めていくことが困難である。この事業で支える人々が“矯正施設退所者”ということではなく、“福祉の支援が必要な要援護者”であるとの理解が進むように今後の事業展開においても工夫が求められている。

《事業方針・提案》

今後も引き続き地域や福祉関係者に対しては、この事業で支える人々が“福祉の支援が必要な要援護者”であると理解が進むよう、啓発活動を行っていくことが必要である。

また、実際に支援に携わる職員の価値観、知識、技術といった能力の向上を個人としても、組織としても図っていくことが必要である。

なお、局内においては、市町社協が地域において複雑な福祉課題を抱える要援護者を支援していく際にしっかりとバックアップできるよう、個別支援に携わる、資金班、地域福祉権利擁護センター等とも課題の共有を行い、それに対する新たな事業の検討など相互に連携していくことが望ましい。

《平成 24 年度以降の取組》

- ・実際に福祉施設において対象者を受け入れる際の手続き等の流れや、必要な配慮など実務に特化した研修の実施。
- ・被疑者、被告人段階の相談について弁護士会との意見交換会の実施。
- ・「山口県地域生活定着支援センター連絡会議」を活用し、県域レベルでの課題共有及び関係機関等による取り組みの検討を実施。
- ・局内における個別支援に携わる部所の連携強化。
- ・支援に携わる職員の資質向上のため「福祉サービス等調整計画検討委員会」でのカンファレンスの充実をはじめとし、局内外の研修場面の設定、参加。

1-2-2 福祉的ニーズを持つ矯正施設退所者の地域生活支援

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
新規	①地域生活定着促進事業の実施 ②事業の充実強化	平成26年までに年間42人の対象者の支援が実施できる組織人員体制を整える。	H 2 4 ～ H 2 6
新規	③広報・啓発事業	取組の啓発や受け入れ先施設等職員の資質向上のための研修やセミナーを年1回以上実施する。	H 2 4 ～ H 2 6
新規	④調査研究事業	対象者への直接支援を通じて明らかとなる課題に対して、毎年テーマを掲げ持って実施する。	H 2 4 ～ H 2 6
新規	⑤関係機関・団体等との連携・支援	取組の実施にあたり、関係機関・団体等と課題等の共有を行う。	H 2 4 ～ H 2 6

《事業紹介》

福祉的ニーズを持つ矯正施設退所者の地域生活支援を行っています

矯正施設（刑務所、少年刑務所等）入所者の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにも関わらず、必要とする福祉的な支援を受ける機会に恵まれず、また親族等がいないことで社会の中で孤立したまま矯正施設を退所する人が数多く存在しています。

地域生活定着支援センターでは、高齢又は障がいを有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、関係機関と連携を図り、安定した日常生活が送れるよう生活環境を整えるとともに、こうした人々を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。



1-2-3 福祉サービス情報の効果的な集約・公開をすすめる

目標・指針

「福祉サービス第三者評価」・「介護サービス情報の公表」のそれぞれのホームページへのアクセス数20%の拡大を図ります。

《平成22年度～平成23年度取組の総括》

- 県社協ホームページや県社協ニュース、経営協通信に受審募集や第三者評価評結果を随時公表しているが、市町行政や市町社協等への広報掲載への働きかけやその他媒体の活用は進んでいない。
- サービスの質の向上、利用者への情報提供に資するため、第三者評価の受審事業所の利用促進に向けて、今後とも広報活動の強化を進めていくことが必要である。
とくに、第三者評価事業の受審動機は、受審事業所の取り組み意識によるところが大きい。そのため、受審事業所からの情報発信（受審による職員意識の変化や改善の取り組み）を意識的に取り組むことが必要である。

《事業方針・提案》

- 第三者評価の受審拡大を図るため、対象事業所への継続的な周知や実施可能な訪問活動方策を検討する。

《平成24年度以降の取組》

- 経営指導事業や他事業、他部所との連携による第三者評価の対象事業所への電話や訪問などによる受審募集の実施。
- 第三者評価についての情報を継続的に、機会を作って行っていく。

1-2-3 福祉サービス情報の効果的な集約・公開をすすめる

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①社協ホームページ・県社協ニュースをはじめとした各種広報の実施	○広報物への掲載数の拡大 → 介護サービス情報の公表事業については、平成22年度をもって取り組みを終了した	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②市町行政・市町社協等の広報物への掲載の働きかけ	○広報物への掲載数の拡大	H 2 2 ～ H 2 6
継続	③施設・事業所への出張説明の実施	○出張説明への職員派遣回数の拡大	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

県社協ホームページでは、福祉サービス第三者評価事業の評価結果を公開しています。

福祉サービス第三者評価結果

※PDFファイルを開くためにはAdobe Readerが必要です。こちらから無料でダウンロードできます。

平成23年度 福祉サービス第三者評価結果について

- 評価が決定次第、随時評価結果を公表していきます。

施設種別	施設名	評価 決定日	評価結果			公表日
			概要	共通 項目	サービス の項目	
介護老人ホーム（1）	下関市陽光苑（下関市）	H24.4.23				H24.4.24
特別介護老人ホーム（5）	豊船園（下関市）	H24.1.20				H24.1.20
	山口あかり園（山口市）	H24.1.24				H24.1.24
	賢雲の里白松苑（山口市）	H23.11.17				H23.11.17
	白松苑（山口市）	H23.11.17				H23.11.17
	光寿苑（光市）	H24.3.23				H24.3.23
障害者支援施設（3）	華南園（防府市）	H24.1.24				H24.1.24
	鹿野学園第二成人部（周南市）	H24.4.16				H24.4.17
	たちばな園（国府大仙町）	H23.10.19				H23.10.19
知的障害者更生施設（1）	みつばち園（山崎小野田市）	H24.4.23				H24.4.24
救護施設（1）	石城苑（光市）	H23.10.19				H23.10.19
児童養護施設（1）	防府海北園（防府市）	H24.3.6				H24.3.6
知的障害児通園施設（1）	下関市こども発達センターはたふ園（下関市）	H24.6.13				H24.6.13
肢体不自由児童養護施設（1）	華の浦学園（防府市）	H24.1.20				H24.1.20

本会では、福祉サービス情報の効果的な集約・公開をすすめる取り組みの1つとして本会が評価機関として実施している福祉サービス第三者評価事業の評価結果を公開しています。

評価結果を公開することにより施設・事業所が行う福祉サービス向上のための取組みが明らかになるとともに、福祉サービスの利用者（利用を検討している人）・家族の情報資源の1つとなっています。

1-2-4 福祉サービスの質の向上

目標・指針

研修会を開催し、事業所における苦情に対する相談援助技術等資質向上を目指します。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

苦情受付体制の整備に関するアンケートを実施したことにより、各事業所に体制整備の意識づけに繋がったと思われる。また、第三者委員未設置社協については、23 年度の現地調査においてその必要性を説明し、早急に配置するよう依頼した。第三者委員の配置は各事業所とも進んで来ているが、活用にはなかなか至らない状況である。地域福祉権利擁護事業への運営監視については、現在概ね適正に運営されていると認識している。

《事業方針・提案》

第三者委員をはじめとする苦情解決体制のさらなる活用促進が必要である。
また、小規模事業所については、引き続き第三者委員配置を勧めていく必要がある。
運営監視については、引き続き部会での報告や現地調査結果を踏まえ、運営監視業務を行う。

《平成 24 年度以降の取組》

- 老施協、経営協、デイ協と連携して、巡回訪問を充実させることにより、事業者の苦情解決体制の整備を図る。
- 小規模事業所に対して第三者委員をはじめとする苦情解決体制整備を促していく。
- 地域福祉権利擁護事業のさらなる適正な運営の確保に努める。

1-2-4 福祉サービスの質の向上

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①事業所における苦情解決体制の整備及び活用促進	苦情解決体制の活用促進や苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員の資質の向上を図るため、事例検討やロールプレイ等実践的プログラムを導入した研修会を開催する	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②福祉サービス運営適正化委員会の適正な運営の確保	本会議を開催する。 運営監視部会を開催する。（実施主体に対しては必要に応じて助言、勧告を行う。） 苦情解決部会を開催する。	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

相談者の苦情を解決するとともに、県内事業所の福祉サービスの質の向上を図っています。

福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービスに関する苦情を受け付けています。

基本的には、相談者と福祉サービス提供事業所の当事者間での話し合いを推奨しています。委員による協議を行ったり、必要に応じて、事業所への問合せや事情調査も実施しています。

また、研修会を開催し、苦情解決に携わる方々の資質向上、ひいては事業所のサービスの質の向上につなげています。

あなたを支援します！

利用している福祉サービスについて
苦情・要望・不満はありませんか？

お気軽にご相談ください

相談は無料です

個人の秘密は守ります

※ゆっくりお風呂に入らせてほしい
※職員の態度や言葉に傷つけられた
※施設で事故をしたのに、家族に説明がない
※預かり金の使道を説明してもらえない
※利用者の背中にアザがあるなど

山口県福祉サービス運営適正化委員会

TEL(083)924-2837 FAX(083)924-2793
e-mail : kujou@yg-you-i-net.or.jp

基本目標Ⅱ 豊かなつながりづくり

2-1 共に支え合う地域（まち）づくりをすすめます。

社協では、共に支え合う地域づくりをめざしています。

福祉教育は、地域社会の課題に気づき、共に支え合っていることの大切さを共有するための学びの場です。

あらゆる世代が福祉教育に参加し、共に支え合う地域づくりの意識を高めることを目標に実施します。

また、地域で実践されている小地域福祉活動へ多様な世代の参加をよびかけます。

2-1-1 ライフサイクルに対応した福祉教育・ボランティア学習の推進

目標・指針

県内全市町で、福祉教育・ボランティア学習のプログラムを実施します。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 研修会の開催や実践において活用する冊子づくり等、事業推進のためのしかけづくりは、順調に進んでいるが、それらを十分に活用するという部分では、今後の更なる取り組みが必要と感じている。
- 福祉のイメージアップを図るための基盤は、今年度検討してきたが、今後は、他の事業等を通じて継続的に進めるよう各事業を実施する上で意識して取り組みたい。
- また、ライフスタイルに対応した福祉教育・ボランティア学習を推進していくための事業を効果的に実施するには、学校や企業等との連携を強める必要がある。

《事業方針・提案》

- 24 年度も継続的に研修を実施するとともに、研修会等で作成した冊子の普及啓発に努める。
- 福祉のイメージアップについては、内容を再検討し、実施していく。

《平成 24 年度以降の取組》

- 研修プログラムや実施時期の検討。
- 研修会の開催。
- 冊子等の普及啓発。

2-1-1 ライフサイクルに対応した福祉教育・ボランティア学習の推進

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
	①福祉教育・ボランティア学習の推進		
継続	(ア) 福祉教育・ボランティア学習研究集会の開催	○福祉教育プログラムの普及 多様な住民・機関の参加 年1回研修会の開催	H 2 2 ～ H 2 6
変更	(イ) 福祉教育プログラム検討委員会の開催	○福祉教育プログラムの検討 ・全市町プログラム配布・ プログラム実践	H 2 2 ～ H 2 6
変更	②「福祉」のイメージアップ 活の実施	○広報媒体の評価・検討の 実施及び県社協内部の連 携による内容の検討	H 2 3 ～ H 2 6
	③企業等ネットワーク事業の 推進		
継続	(ア) 企業等社会貢献活動セ ミナーの開催	○協働実践の啓発、年1回 セミナーの開催、様々な 分野 (企業、NPO等)の参加	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(イ) 企業ボランティア活動 促進モデル事業所の指定	○モデル事業所 65社 ネットワーク企業130社	H 2 2 ～ H 2 6
追加	(ウ) 勤労者ボランティア活 動支援事業	○メールマガジンの配信な どを通じた勤労者のボラン ティア活動情報の提供	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

企業ボランティア活動促進モデル事業所の指定を行っています

社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援などを積極的に行っている県内の民間事業所等を企業ボランティア活動促進モデル事業所として指定し、これを企業・団体、県民一般に周知することにより、県内における企業の社会貢献活動（ボランティア活動）を促進しています。（平成24年12月現在 63社）



平成24年度モデル事業所

秋吉台自然動物公園サファリランドでは、障がいがあるお子様とご家族を無料招待し、気兼ねなく楽しい時間を過ごしてもらおうイベント「ドリームナイト・アット・ザ・ズー」を実施されています。

各社それぞれの特色を生かした社会貢献活動を行っています。

2-1-2 小地域福祉活動の充実

目標・指針

住民が身近で気軽に集える場を増やします。

小地域福祉活動をすすめるための住民向け啓発資材を作成します。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 長期的に取り組んでいる自治会福祉部やふれあい・いきいきサロン等の活動は、それぞれの活動が、小地域福祉活動の充実に向けてどのような目的を持っているのか再確認するとともに、今日的な活動課題を再度収集し、支援方策を検討する必要があると感じている。
- また、見守り活動に関する事業は、来年度以降も継続に取り組む必要がある。

《事業方針・提案》

- 継続的に支援を行い、普及啓発を行う。
- 自治会福祉部については、実態把握を行う。

《平成 24 年度以降の取組》

- 自治会福祉部やサロンなど設置数だけでなく、活動内容についても把握する。
- 研修会等を通じて、目的について再確認する。

2-1-2 小地域福祉活動の充実

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①地域での見守り支え合い体制の充実	○対象者を限定しない見守り体制の構築、見守り活動マニュアルの作成 見守りネットワーク数 18,000 ネット 医療、福祉等と連携した困難ケース等への適切な対応や支援者負担軽減等を図る体制づくり	H 2 3 ～ H 2 6
継続	②「ふれあい・いきいきサロン」の効果に関する研究事業	○ふれあい・いきいきサロン数 1,600 か所	H 2 2 ～ H 2 6
追加	③地域福祉調査研究事業	○小地域福祉活動実態調査の年1回の実施 その他地域福祉活動に関する調査、情報収集、発信	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

見守り活動の目的とは

地域の中で手助けを必要としている人や気がかりな人を対象とし、民生委員・児童委員や福祉員等の地域福祉活動関係者や地域住民が、「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」などといった活動を通じて、住民同士が共に支えあって暮らし続ける地域づくりを進めることです。



2-1-3 地域福祉活動をすすめる仕組み・システムの構築

目標・指針

地域特性に応じた重層的な支え合いシステムの構築を図ります。

全市町での「地域福祉活動計画」策定の支援を図ります。

地域福祉活動における協働実践の事例の蓄積を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 地区社協や計画づくり等の支援として、市町の要望に応じた個別支援を行ったり、個別の聞き取り調査を行ったりし、市町の状況把握も進みつつあるが、県全体の状況を把握し、全県的な課題整理を行う必要があると考えている。

《事業方針・提案》

- 継続的に支援を行い、普及啓発を行う。
- 県全体の現状把握を行う。
- 地域福祉活動を進める関係団体との連携強化を図る。

《平成 24 年度以降の取組》

- 活動内容の調査、把握。
- 地域福祉活動計画作成に向けての支援及び働きかけ。
- 関係団体と社協相互の情報交換、課題共有の場を設定。
- 山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会の運営支援

2-1-3 地域福祉活動をすすめる仕組み・システムの構築

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①地区社会福祉協議会の運営支援	○地区社協活動指針の策定 地区社協設置 280か所 ○情報提供等による支援	H 2 2 ～ H 2 6
変更	②地域福祉活動計画等の策定支援	○策定社協への情報提供等策定支援	H 2 2 ～ H 2 6
新規	③社協と地域福祉活動を進める関係団体との情報共有・連携強化	○関係団体と社協相互の情報交換、課題共有を行う場を年に1回設ける。	H 2 4 ～ H 2 6
追加	④山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会の運営支援	○山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会の運営支援	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

地区社会福祉協議会の運営支援

平成24年4月1日現在、山口県内には262の地区社協があります。山口県社協では、平成24年度に地区単位（地区社協等）の地域福祉実践組織の実態調査を行い、地区社協の今後の展開方針をまとめました。このような調査・研究を通して、県内の地区社協の支援を行っていきます。



(地区社協調査検討会の様子)

地域福祉活動計画の策定支援

各市町における地域福祉活動計画の策定の際、山口県社協では、策定委員として策定に関わったり、他市町の情報提供等を行うことで策定支援を行っておりますので、策定の際には、是非山口県社協にもお声かけください。

2-1-4 民生委員・児童委員活動の強化支援《新規追加》

目標・指針

民生委員・児童委員と連携を強化し、協働により地域福祉活動を進めます。
民生委員・児童委員活動が充実したものとなるよう支援します。

《事業方針・提案》

○地域福祉活動を進める民生委員・児童委員との連携を強化する。

《平成 24 年度以降の取組》

- 市町地区民児協会長・副会長研修会の実施
- 調査研究・広報・各種運動の展開
- 山口県民生委員児童委員協議会の運営支援

2-1-4 民生委員児童委員活動の強化支援<新規追加>

<H25～H26の実施事業>

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
追加	①地区民児協会長・副会長研修会の実施	○地区民児協会長・副会長研修会の実施 年2回	H22～ H26
追加	②調査研究・広報・各種運動の展開	○指定民生委員児童委員協議会の地区指定 年2か所 ○民生委員児童委員互助共励事業の実施 ○ふれあいのネットワークづくり運動の推進 ○地域福祉活動の啓発 ○全国民生委員・児童委員活動強化方針にもとづく地域福祉活動の取組	H22～ H26
追加	③山口県民生委員児童委員協議会の運営支援	○山口県民生委員児童委員協議会の運営支援	H22～ H26

<事業紹介>

ふれあいのネットワークづくり運動の推進

この運動は、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との協働により、民生委員・児童委員活動の根幹である「住民の立場に立った相談援助」の取組に向けて、担当地区内で支援を必要とする個人あるいは世帯に対して見守り、支援を行うため、親族や近隣住民、地域の関係者の参加のもとにネットワークづくりをすすめ、地域での支援体制の確立を図ることを目的としています。

平成23年度ふれあいのネットワークづくり運動
推進結果 集計報告書

平成24年度ふれあいのネットワークづくり運動
推進計画 集計報告書



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県民生委員児童委員協議会

年度初めに該当する個人あるいは世帯に対し、どのような問題を抱え、どのような方が関わっているのか調査を行い、調査結果については集計し、冊子を作成しています。

2-2 いきいきと活動できる社会参加の場づくりをすすめます。

住民相互が支え合う地域社会の実現が望まれています。一方、小地域福祉活動の担い手不足、担い手の固定化が課題です。一方、県民意識調査によると、中高年のボランティア活動の参加率は低いものの、地域活動への参加意欲は高く、参加のきっかけづくりが活動者を広げていくポイントとなっています。

こうした地域が求めている人財と地域に眠っている活動意欲の出会いの機会をもち、いきいきと活動できる社会参加の場づくりを応援します。

2-2-1 中高年・高齢者等の主体的な社会参加の啓発促進

目標・指針

シニアグループのマッチングで地域の活性化を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 登録グループがグループ同士のマッチングを希望した際、相互のグループの活性化促進するため、そのニーズに対応するため、センター職員がその橋渡し（コーディネーター役）を担った。
- 新たに中高年、団塊の世代がスムーズに地域デビュー出来るためのツールの一つとして位置付けシニア・高齢者グループの情報発信をしてきた。

《事業方針・提案》

- 中高年・高齢者グループの発掘と登録加入の増強。
- 円滑なホームページの運営（更新作業）。

《平成 24 年度以降の取組》

- 本事業推進費（HP 運営費）予算獲得のための依頼強化。
- 中高年・高齢者グループを情報収集し、登録の加入促進を図る。

2-2-1 中高年・高齢者等の主体的な社会参加の啓発促進

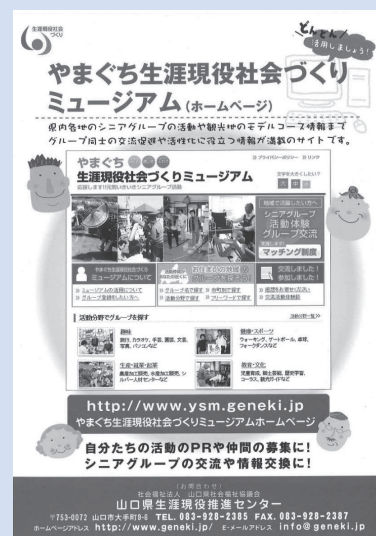
《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①生涯現役実践活動発信・交流事業	○やまぐち生涯現役社会づくりミュージアムHPのPR啓発の促進 (各関係機関・団体への周知) ○HP運営維持のための財源確保 ○定期的な更新	H 2 4 ～ H 2 6
追加	②生涯現役社会づくり相談機能事業	○生涯現役社会づくりアドバイザー連絡会議の開催（年1回）	H 2 2 ～ H 2 6
追加	③生涯現役社会づくり普及啓発事業	○山口県生涯現役推進センターリーフレットの作成・配布 ○ニュースポーツ用具、ビデオテープ等の整備・貸出し	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

生涯にわたって現役でいきいきと活躍しておられる山口県内のシニア（高齢者・中高年）の皆さんのグループ活動を紹介するホームページが「やまぐち生涯現役社会づくりミュージアム」です。当ミュージアムでは、ホームページ上に県内各地で積極的に活動しているシニアグループのさまざまな活動情報を掲載。

併せて、周辺の観光地を巡るモデルコース情報なども紹介し、実際の活動を「見て」「聞いて」「ふれて」いただくことにより、シニアグループ同士の交流の促進や活動の活性化に役立てていただきたいと考えています。



2-3 住民が集える拠点づくりをすすめます。

地域住民同士のつながりが希薄化するなかで、誰もが、いつでも、気軽に立ち寄り、集うことができる場の必要性が高まっています。

集うことは、つながりを深め、支え合いの関係を育むきっかけとなることから、様々な機会を通じ住民が集える拠点づくりをすすめます。

2-3-1 交流の場づくり・集う場づくりの提供

目標・指針

生涯現役社会づくり推進のための普及啓発と交流の場・集う場づくりの提供を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 中高年や高齢者が催事を通して、交流できる場や集う場を提供した。
- 各種分野（福祉・介護予防・保健・医療等）による情報発信と提供の場を確保した。

《事業方針・提案》

- 「生涯現役社会づくり」の推進を啓発していくため、もっと主体性をもった普及啓発に努めていく。

《平成 24 年度以降の取組》

- 主体性をもって、シニア・団塊の世代・中高年や高齢者を対象とした催事を通して、交流できる場と、各分野の情報発信と提供の場として位置付けていく。

2-3-1 交流の場づくり・集う場づくりの提供

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①生涯現役社会産学公連携推進事業 ○「やまぐち元気フェア」の開催 ○やまぐち生涯現役社会づくり章の表章（山口県知事表章）	○県民に対して、イベントを通して生涯現役社会づくりの啓発促進を図る。	H 2 2 ～ H 2 6
追加	②シニアスポーツ文化推進事業 ○山口県健康福祉祭の開催 ア スポーツ文化交流大会（第26回 全国健康福祉祭こうち大会・県予選会） イ 美術展（第26回 全国健康福祉祭こうち大会・県予選会） ○第26回全国健康福祉祭こうち大会（ねんりんピックよさこい高知2013）への選手派遣	○スポーツ、文化の交流大会を通じて、交流の輪が広がり、健康づくり・仲間づくりを図る。 ○平成27年度に本県で開催の第28回 全国健康福祉祭やまぐち大会（ねんりんピックおいでませ！山口2015）へ向けて気運づくり、生きがいづくりに繋げる。	H 2 2 ～ H 2 6

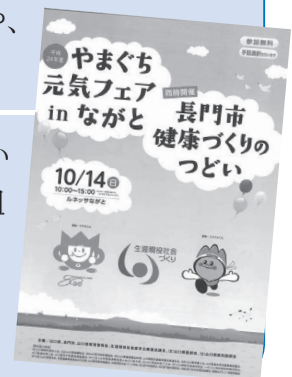
《事業紹介》



「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツと文化の祭典です。

スポーツ交流大会には、全国から約1万人の選手・役員が参加されます。スポーツだけでなく、美術展や、健康関連イベントも多数開催される予定です。

すべての県民が、生涯を通じて健康でいきいきと生活できるよう、県民総参加による「元気県づくり」の取組を推進しています。内容は、やまぐち生涯現役社会づくり章の表章・生涯現役社会づくり活動事例紹介・生涯現役社会づくり学会の活動報告・産学公関係団体の紹介です。



基本目標Ⅲ 福祉を担う人づくり

3-1 専門性の高い福祉人材の育成・確保をすすめます。

福祉・介護ニーズに見合った介護職員の資質向上に努めます。

また、地域住民が互いに支え合う地域社会を実現するため、地域福祉活動への参加や活動ノウハウを学ぶ場を整備します。

3-1-1 福祉・介護サービスを支える幅広い人材の確保・定着

目標・指針

職業紹介機関、施設、事業所、行政機関等と連携し、福祉・介護分野への就労を促進し、福祉・介護人材の確保と定着促進を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

○求職者（学生、主婦、高齢者等）に対し、無料職業紹介の実施、就職のための相談支援の実施、「福祉のしごと就職フェア」の開催、介護福祉士養成施設の在学学生に対する修学資金の貸付等を行うことで、一人でも多くの方が「福祉・介護の職場で働く」ことができるような取組みを実施している。

《事業方針・提案》

- 福祉・介護を支える人材の定着について検討する。
- 人材定着への支援

《平成 24 年度以降の取組》

- 再就職者を対象としたセミナー・情報交換会の開催。
- 定着につながる人材の確保

3-1-1 福祉・介護サービスを支える幅広い人材の確保・定着

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①福祉人材確保に向けた福祉人材センターの運営	○新規登録者の増 前年比1割増	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②福祉・介護人材マッチング支援事業の実施	○求職登録者の就職 率25%	H 2 2 ～ H 2 6
継続	③介護福祉士養成施設の修学生に 対する支援	○貸付予定人数 50人/年	H 2 2 ～ H 2 6
継続	④福祉マンパワー事業の実施	○就職フェアの開催 (年4回)	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

「福祉のしごと」就職フェア

面接会は、求職者はきめ細かい情報収集ができ、施設・事業所は求職者に直接PRができることで、マッチングの機会の拡大と適切な人材確保が図られる場です。



面接会は県社協が開催する他、様々な機関のジョブフェアに参加し、福祉・介護職場のPRとマッチングに努めています

求職者は多くの施設、事業所と面接して自分に合う就職先を見つけます
多くの参加者を待っています

3-1-2 福祉・介護サービスの周知と理解促進

目標・指針

福祉・介護の仕事が高齢社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知されるよう努めます。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 求職者（学生、主婦、高齢者等）に対し、福祉施設ガイドブックの配布、職場体験の実施、福祉・介護相談コーナーでの相談等により、福祉・介護サービスの周知と理解促進に努め、福祉・介護職場への就労実現に結び付けている。

《事業方針・提案》

- 「福祉施設が求める職員像」を把握する。
- 小・中学校へ魅力ある福祉職場の情報発信を検討し、福祉教育での教材としての活用を図る。

《平成 24 年度以降の取組》

- 福祉に対する正しい理解と魅力を情報発信する。

3-1-2 福祉・介護サービスの周知と理解促進

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①福祉人材確保重点期間を中心に「福祉・介護相談会」の実施	○介護現場への理解促進	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②ホームページや福祉施設ガイドなどを活用した周知と理解促進	○仕事に対する正しい理解と魅力の発信と就労の促進 ○出張相談10回	H 2 2 ～ H 2 6
変更	③大学、専門学校、高校等における就職ガイダンスの実施	○説明・相談 7校	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

「福祉・介護サービスの周知と理解促進」

福祉・介護サービスの仕事が高齢社会を支える働きがいのある職業であることを、ガイドブックの作製・配布で積極的にPRし、職場体験や福祉人材確保重点期間（11月4日～17日）を中心にした相談会等で理解を深める。



情報誌等

- * あい・わく山口
- * 福祉マンパワー情報
- * 福祉のしごとPR誌
- * 学生のための福祉の就活ガイドブック
- * 福祉のお仕事アクセスガイド

.....

3-1-3 福祉・介護を支える意欲と能力にあふれる人材の育成

目標・指針

多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる質の高い福祉人材の育成と県民への介護知識の普及に努めます。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

○福祉・介護現場を支える「人材育成」のため、必要な知識・技術を習得することや資格取得のための研修会を実施している。

《事業方針・提案》

- 講師人材の育成。
- 社会情勢に応じた研修会の実施。

《平成 24 年度以降の取組》

- 県社協職員の講師派遣・講師育成。
- 意向調査を実施し、社会情勢及び受講者のニーズに応じた研修会を実施。

3-1-3 福祉・介護を支える意欲と能力にあふれる人材の育成

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①福祉・介護サービス従事者キャリアアップ支援研修の充実	○階層別研修において、満足度（研修を通して業務に活かすことができるか）を5段階評価で4以上（良い）を90%以上とする。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②地域福祉活動従事者研修の充実	○全民生委員・児童委員が任期中に最低1回研修受講	H 2 2 ～ H 2 6
変更	③資格取得支援及び専門職としての資質向上を図るための研修	○半年ごとに研修計画を県内事業所に周知する。	H 2 2 ～ H 2 6
新規	④県民が介護知識・技術を習得するための講座の実施及び情報の提供	○年間延べ1,000人の受講者数を目指す。	H 2 4 ～ H 2 6

《事業紹介》

研修とは「明日への行動を起こすためのきっかけ」となる大切な学びの場です。

研修業務では、福祉・介護に関わる方々を対象に、日々同じ業務をこなすだけでなく、今日よりも明日と先を見据え、今自分たちができることを実践していくことができるよう、様々な研修会を企画・運営しています。



【新任職員研修】



【たんの吸引等の実施のための研修】

3-1-4 福祉サービスの質の向上

目標・指針

専門化・多様化に対応できる職員を育成し、組織人として更なる資質の向上を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

○福祉・介護の人材育成のため、研修企画会議で種別協議会の研修内容を見直すとともに研修担当者会議で、県社協の他部所で実施している研修内容の見直し・調整や県社協の職場内研修を企画・実施している。研修内容を見直す機会を設けることで、受講者のニーズに合った研修会を企画しているが、研修内容の充実までには至っていない。

《事業方針・提案》

- 種別協議会間での研修のすみ分けと共同開催を検討。
- 県社協と種別協議会との研修内容の調整。
- 県社協内の部所間での研修内容の調整。
- 種別の専門職同士が集まる協議会の運営支援を行う。

《平成 24 年度以降の取組》

- 同一内容の研修の見直し。
- 山口県介護保険関係団体連絡協議会等の運営支援。

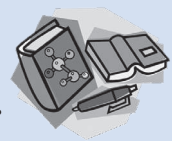
3-1-4 福祉サービスの質の向上

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①種別協議会の研修内容の見直し・提案	○新たな研修内容の検討・実施	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②他部所との研修内容の調整	○研修内容の精査	H 2 2 ～ H 2 6
	③福祉専門職団体への支援		
追加	(ア) 山口県介護福祉士会の運営支援	○山口県介護福祉士会の運営支援	H 2 2 ～ H 2 6
追加	(イ) 山口県介護支援専門員協会の運営支援	○山口県介護支援専門員協会の運営支援	H 2 2 ～ H 2 6
追加	(ウ) 山口県ホームヘルパー連絡協議会の運営支援	○山口県ホームヘルパー連絡協議会の運営支援	H 2 2 ～ H 2 6
追加	(エ) 山口県介護保険関係団体連絡協議会の運営支援	○山口県介護保険関係団体連絡協議会の運営支援	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

山口県社会福祉協議会研修計画を作成しています。



福祉のまちづくりを支える住民、市町社会福祉協議会の役職員、福祉・介護サービス従事者等を支援するための様々な研修を実施しています。

本会と本会に事務局を置く福祉専門職団体が実施する研修を一覧表にまとめ、山口県社会福祉協議会ホームページにて公開しておりますので、御活用ください。

山口県社協が研修事業に取り組む目標

- 1 社会福祉関係職員等の基礎能力を高めるとともに、視野の拡大を図るため、横断的かつ多様な業種を対象とした研修を実施します。
- 2 必要な知識の習得と処遇技術の向上を図るための実践的な研修を実施します。
- 3 社会福祉の当面する課題及び現場でのニーズに適確に対応できる「人材」を養成する研修を実施します。
- 4 施設、地域において福祉活動の中心的となる「人材」を養成する研修を実施します。
- 5 さまざまな分野のエキスパートが持つ専門的知識・技術を活用した研修を実施します。
- 6 職員管理や職場内での「人材」を育成するため、管理者の資質向上を図る研修を実施します。
- 7 福祉サービスや地域福祉活動に従事する職員や担い手に対し、各種専門資格の取得を支援するための研修を実施します。
- 8 県民への介護知識・技術や福祉用具の普及・啓発を図ります。

3-1-5 判断能力に不安がある方の日常生活支援に関わる職員の養成と資質の向上

目標・指針

《地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）》
各社協における多様な研修への参加促進を図ります。

《法人成年後見支援センター「らいふサポートやまぐち」の運営》
各社協における多様な研修への参加の促進を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

○判断能力に不安がある方の日常生活支援に関わる職員の養成と資質の向上を図るため、事例検討をはじめ、多様な研修等を行っている。しかし、充実した内容の研修会であっても市町社協の対象職員が同じということもあり、研修や会議の開催回数や内容等、検討が必要である。事業運営推進計画及び業務軽量化計画については、旧 8 基幹社協体制時に作成しているため、全 19 市町社協体制での周知や実施が困難なものもある。

《事業方針・提案》

研修会受講対象者のニーズや担当者の時間的、業務的負担を考慮しながら効果的な研修会や会議を開催し、担当者の資質の向上を図っていく。

《平成 24 年度以降の取組》

本会主催の研修会の内容を精査し、関係者の資質向上に関する働きかけを行なう。また、他団体主催の研修会に関する情報提供を積極的に行なっていく。

3-1-5 判断能力に不安がある方の日常生活支援に関わる職員の養成と資質の向上

《H 25 ～ H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①研修会等の開催及び参加 (ア) 市町社協専門員会議の開催	市町社協の専門員を対象に年4回開催する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(イ) 新任担当者研修会の開催	新たに本事業担当者になった市町社協の方々を対象に年1回開催する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(ウ) 全社協主催専門員研修会への参加	資質向上のために年1回参加する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(エ) 中国ブロック県・指定都市社協専門員研修会への参加	中国ブロック間の情報交換と資質向上のために年1回参加する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(オ) 法人成年後見市町社協連絡会議の開催	市町社協を対象に年2回開催する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(カ) 成年後見制度普及啓発セミナーの開催	一般県民を対象に年1回開催する。	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

日常生活支援に関わる職員の養成研修を行っています

地域福祉権利擁護事業は、事業開始から24年度で13年目を迎え、利用者も年々増加しています。地域や社会から求められるニーズも多様化していることから、新たな生活支援員の確保、本事業担当者の援助技術の向上が求められているため、毎年、市町社協で新たに本事業の担当者（専門員、推進員、生活支援員）になられた方々を対象に、新任研修会を開催しています。



3-2 地域福祉活動の担い手を養成・支援します。

住民相互が支え合う地域社会をめざし、地域福祉活動への参加のきっかけづくりをすすめるとともに、地域福祉活動のリーダー養成をすすめます。

3-2-1 地域福祉の人財育成

目標・指針

- ・研修部会を設置（研修体系の見直し等）します。
- ・活動リーダーの育成、フォローアップ研修をします。
- ・災害ボランティア研修会を実施・支援します。
- ・地域活動・ボランティア活動等に関する情報提供をします。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 研修体系の確立について必要性はあるが、業務量、情報量の少なさ等により即座の対応は困難である。まずは、市町社協の意見を反映した企画内容を実施することが必要であるため、課題検討の場を設ける必要がある。
- 災害事業に際して県社協としての方向性を明確にしつつ、市町社協への支援をする必要がある。
- 各種団体、機関との災害ボランティア支援の体制を整える必要がある。
- ホームページの内容やメルマガの内容を充実させ、定期的かつ積極的な情報発信を行う

《事業方針・提案》

- 各市町社協の課題を検討する場を設定する。
- 災害事業に対して平常時からの組織体制整備、他機関との協働体制を構築していく

《平成 24 年度以降の取組》

- 継続的な研修会や地域福祉担当者会議の実施
- 山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会を開催する。
- 継続的な情報提供の実施
- コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーターに対する研修会の実施

3-2-1 地域福祉の人財育成

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
新規	① コミュニティソーシャルワーク研修会の実施	○年1回の開催	H 2 4 ～ H 2 6
変更	② 市町社会福祉協議会 地域福祉担当者会議の実施	○課題（テーマ）検討会の開催	H 2 2 ～ H 2 6
追加	③ ボランティアコーディネーター研修会の開催	○年1回の開催	H 2 2 ～ H 2 6
変更	④ 小地域福祉活動サミット（仮称）の開催	○毎年1回の実施	H 2 2 ～ H 2 6
変更	⑤ 災害時における人財育成等への支援	○市町社協の体制基盤づくり ○各種団体・機関との災害ボランティア支援体制づくり ○災害ボランティア活動資機材の備蓄	H 2 2 ～ H 2 6 H 2 4 ～ H 2 6 H 2 4 ～ H 2 6
変更	⑥ 地域福祉活動者への情報提供	○毎月2回・随時 ○メールマガジン登録者目標数（PC:700件、携帯:250件） ○地域福祉活動通信の発信（隔月）	H 2 2 ～ H 2 6
追加	⑦ 地域福祉活動者への活動支援	○ボランティア活動資機材の整備・貸出 ○ボランティア活動保険掛け金の助成	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

地域福祉活動リーダー（地区社協コーディネーター）研修会の実施



小地域福祉活動の要となる、地区社協の事務局やコーディネーター等を対象として、活動に必要な知識や技術の習得や県内の地区社協間の情報交換を目的として開催しています。

今後は、研修会を活用しながら、県内の地区社協相互の活動情報の共有が図れるようしくみづくりを検討していきます。

※県社協では、各圏域ごとに下記のような人材の配置を推進しています。

人 財	活動範囲	役 割
コミュニティワーカー（C W）＊専門職	市町域	・住民の生活課題の共有化 ・社会資源の調整や新たな活動の開発 ・地域福祉活動に関わる関係者のネットワーク化等の地域福祉活動を促進
コミュニティソーシャルワーカー（C S W）＊専門職	2 ～ 3 の地区社会福祉協議会	・専門的な対応が必要な住民に対し、専門機関、ボランティア等との連携を図り、総合的に個別支援
地区社会福祉協議会コーディネーター ＊ボランティア	地区社会福祉協議会や生活圏域等	・地域活動者や住民と社会福祉協議会等の連絡調整 ・情報の伝達や地域での話し合いの場づくり等をコーディネートする。

出典）山口県社会福祉協議会、「地域福祉の活性化をすすめるヒント」：平成22年3月

3-2-2 シニア・高齢者の地域リーダーの人財育成と環境づくり

目標・指針

- ・長寿社会推進員と各市町社協との連携体制づくりの確立を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 中高年・高齢者の地域リーダーの人材育成を目的に、マスターカレッジを企画運営している。マスターカレッジのカリキュラムの充実強化の目標については、第 1 期・第 2 期の実績、評価、見直しを踏まえ、マスターカレッジの運営やカリキュラムのサポートを外部講師を定期的に依頼し、受講生等のニーズにあったカリキュラムの導入を図った。

《事業方針・提案》

- カリキュラムの充実を図るため、社協、老連、県立大学、学会等との連携を図る。
- マスターカレッジ（大学）自体の運営の充実強化。
- 受講生卒業後の「地域活動の場」づくりの情報提供。

《平成 24 年度以降の取組》

- 2 年目の班別テーマ研究のグループワークの取り組み方やテーマ設定について、受講生の意見（ニーズ）を踏まえ、事務局、外部講師（オブザーバー）と協議・決定し展開していく。

3-2-2 シニア・高齢者の地域リーダーの人財育成と環境づくり

《H 25 ～H 26 の実施事業》

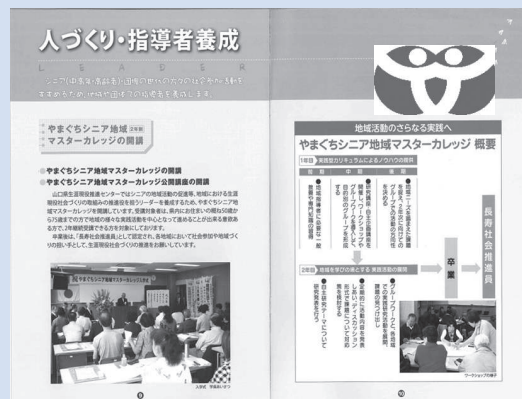
継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①シニア・高齢者の社会参加、地域活動のリーダーの人材養成 ○「シニアの地域活動リーダー（ねんりんピック地域推進員）養成講座」の開講 ・地域活動リーダーは、平成27年度に開催の「ねんりんピックおいでませ！山口2015」において開催1年前からPR活動を展開する「ねんりんピック地域推進員」として活動を行う。	○長寿社会推進員を940名の登録を目指す。（山口県第四次高齢者プランの目標数値・指標に準じる） ○「ねんりんピック地域推進員」を40名程度の登録を目指す。	H 2 4 ～ H 2 6

《事業紹介》

グループワークや実習・体験活動等の実践型のカリキュラムを導入した、シニアの地域活動リーダー養成講座を開講し、シニアの地域活動リーダーとなる人財を養成する。

本事業で養成する地域活動リーダーは、平成27年度に開催される「ねんりんピックおいでませ！山口2015」において開催1年前からPR活動を展開する「ねんりんピック地域推進員」として活動を行う。

ねんりんピックでは、おもてなし活動（大会運営）やクリーンアップ作戦、花いっぱい運動など多数のボランティアが必要となることから、「ねんりんピック地域推進員」は、地域活動グループの仲間とともに、率先してボランティア活動に参加する。



基本目標Ⅳ 相談・情報機能の強化

4-1 住民にわかりやすい情報提供をめざします。

住民にわかりやすい内容での情報提供や必要な情報が気軽に入手できるよう多様な媒体を活用して幅広い情報発信をすすめます。

さらに、情報提供のみならず、情報の活用を支援するしくみづくりをすすめます。

4-1-1 福祉情報の発信

目標・指針

- ・ホームページの内容の見直しをします。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 新着システム等の導入で、職員が更新しやすくなり、最新の情報を発信できた。
- ホームページだけでなく E メールや文書など、多様な媒体を活用して幅広く情報提供を行っている。特に、東日本大震災の救援物資やボランティア募集時には、随時、最新の状況等を細かく更新し、ホームページを活用した情報提供が行えた。

《事業方針・提案》

- ホームページの更新や、県社協ニュースへの内容掲載をあまり行わない部所への個別対応や、情報担当者会議の検討、更新する時の決裁ルール化の整備が必要。

《平成 24 年度以降の取組》

- 古い情報がそのままホームページに残っていたり、情報提供部所の偏りがないように、各部所や情報担当者へ、内容の充実に向けて働きかけていく。
- 各部所にホームページ更新に関する担当者を置くことの検討と、ホームページの更新の研修の開催等、最新の情報提供が行えるよう働きかけていく。

4-1-1 福祉情報の発信

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①福祉情報の提供	○Eメール・ホームページの活用	H22～ H26
継続	②ホームページによる情報提供	○レイアウト・掲載内容の見直し	H22～ H26
継続	③県社協会報「山口県社協ニュース」の発行	○毎月1回発行ホームページへの掲載	H22～ H26

《事業紹介》

ホームページ及び県社協ニュースによる情報提供

県内における福祉活動を広く情報提供することで、社会福祉の啓発に寄与しています。

福祉関係者のみならず、一般の方にもわかりやすく、最新の福祉情報の提供や社協事業の紹介等を行っています。

【毎月1回発行】

山口県社協ニュース
第55号（平成25年1月1日発行）

本ニュースは、毎月1回発行し、制度や予算の動向に切り、随時、情報提供しています。

新年のごあいさつ
～「誰もが安心して暮らせる地域づくり」福祉の輪づくり運動を行っています～

新年明けましておめでとうございます。旧年中は社会福祉事業推進に続きまして、格別のご厚意を賜り厚くお礼申し上げます。

「困ったときにお互いが助け合える仕組みをつくらう」を合言葉に「福祉の輪づくり運動」を展開して26年目になります。

この運動では、皆様の理解と参加を得て、小規模見守りネットワーク活動やロールモデル、解決のための助言を行い、ボランティア活動やできることできる地域（まち）づくりに向け、つながりづくり、拠点づくり、人づくりに、住民、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉施設等関係機関・団体と協働して、温かい地域（まち）づくり、災害に強い地域（まち）づくりに取り組んでまいります。

本年も「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画（ネットワークプランやまぐち）」を推進に実施いたします。今年も県社協への御支援よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
会長 原 昌 克

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072 山口県下関市
TEL: 083-924-2777 FAX: 083-924-2792
Eメール: ysf@orange.ocn.ne.jp
ホームページ: http://www.ymss.or.jp/

4-1-2 住民への福祉サービス情報の普及啓発・活用促進を図る

目標・指針

- ・「福祉サービス第三者評価」の活用促進を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度 of 取組の総括》

- 第三者評価の周知方法が施設関係者に限られており、利用者やその家族への周知が進んでいない。
- 事業実施体制が縮小となっているため、他部所や他機関・団体との連携を模索するほかない。
- 受審件数が増えないことには、住民への PR 力に乏しい。

《事業方針・提案》

- 改めて住民への普及啓発方法（本当に何ができるのか。）を検討する。
- 受審件数を増やすため、経営者層への働きかけを強化する。

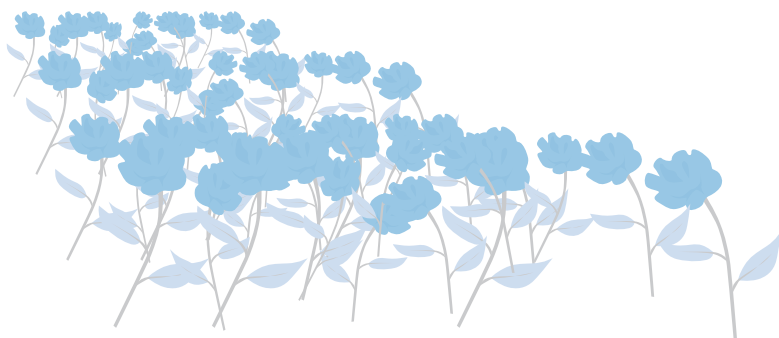
《平成 24 年度以降 of 取組》

- 他部所や他機関・団体との連携できる内容を検討し、できることから進めていく。

4-1-2 住民への福祉サービス情報の普及啓発・活用促進を図る

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①市町や県社協主催の大会、セミナー等へのデモ・紹介コーナーの出展	○出展回数の拡大	H 2 2 ～ H 2 6



4-1-3 企業等で退職前の社員を対象とした地域デビューの促進

目標・指針

- ・定年後の生活時間の活用（ライフスタイル）を提案し、地域デビューの促進を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 企業等を対象としたシニア・団塊の世代の地域デビューの促進を目指しているが、実行するまでに至っていない。
- 事業推進のための財源確保が出来なかった。
- 事業推進にあたってのマンパワー不足。

《事業方針・提案》

- 地域デビュー促進のための啓発。
- 産学公関係機関と連携し、団塊世代等への意識啓発など生涯現役社会づくりに向けた普及啓発等の取組を進める。

《平成 24 年度以降の取組》

- シニア・団塊の世代等への意識啓発・情報提供企業と連携し団塊の世代等が、定年退職後の社会参加活動への意識啓発と情報の提供を図る。
(啓発チラシまたは、リーフレットの作成)
- 地域デビュー促進のための啓発。(H25 ～ H26 年度)

4-1-3 企業等で退職前の社員を対象とした地域デビューの促進

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①シニア・団塊の世代地域デビュー促進応援事業	○シニア・団塊の世代を対象とした地域デビュー促進のためのPR啓発のためのチラシ等の作成	H 2 5 ～ H 2 6

《事業紹介》

シニア・団塊の世代等へ意識啓発を図るため、地域デビューに関する情報を提供し、定年退職後に社会参加活動への意識啓発と情報の提供を図ります。

新たな地域活動の推進役となる人材の発掘や地域デビューのきっかけづくりの促進を図ります。



4-1-4 要援助者の生活問題に関する相談受付・情報提供機能の強化

目標・指針

- ・認知症介護の経験者等が対応する電話相談事業を行い、利用者が抱える課題の整理と援助を行います。
- ・他の専門相談機関、関係行政機関、関係福祉施設等、相談内容に対応した社会資源の情報を提供します。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 認知症の本人や家族に対して認知症の知識、介護技術、精神面を含めた支援が重要であるため、認知症家族会員、保健師、社会福祉士等の認知症介護の経験者などが専用の相談電話で誠心誠意をもって対応し、情報の提供や介護者の精神的な不安が少しでも軽減されるよう電話相談でできることを行っている。
- 相談に関わる秘密は厳守する。
- 23 年度相談件数 299 件
- 年に 1 回、認知症コールセンター相談員情報交換会を開催し、情報の共有化及び相談員の資質向上に努めている。

《事業方針・提案》

相談事業においては県社協において事業を展開している意義を再度協議する必要があり、また相談内容を生かす事業展開が必要である。

《平成 24 年度以降の取組》

- 11 名の相談員間において、情報を共有し標準化を図る。
- 認知症コールセンターの職員資質向上のため、相談内容をふまえた研修会の実施。

4-1-4 要援助者の生活問題に関する相談受付・情報提供機能の強化

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①認知症コールセンター事業の実施 (ア) 認知症介護の専門家や介護経験者等による電話相談	認知症コールセンター事業の円滑な運営を継続する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(イ) 相談員情報交換会の開催	相談員の資質向上と情報交換のため、年1回開催する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(ウ) 認知症に関する広報・啓発	ポスターやチラシ等を通じて事業の周知を行う。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	(エ) 相談員研修会への派遣	相談員の資質向上のため年1回研修会に派遣する。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②山口県身体拘束ゼロ推進員養成研修事業の実施 身体拘束ゼロ推進員養成研修	身体拘束廃止の取り組みを進める人材を養成するため年1回開催する。	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

認知症コールセンターの運営を行っています

「認知症コールセンター」

認知症に関する電話相談

認知症に関する心配ごとや気になること、認知症の方の介護に関する悩みなどに対して、認知症の専門家や介護経験者等がご相談に応じます！！

たとえば、

- ◎家族や自分が認知症ではないかと気になる
- ◎認知症に関する悩みをどこに相談して良いか分からない
- ◎認知症の介護を経験した人と話したい 等

■相談対応者：介護経験者、保健師、社会福祉士

■その他：相談は無料ですが、通常の電話料金がかかります



相談内容については、秘密を厳守しますので安心してご利用ください

「認知症コールセンター」専用番号

くにしなで、にんちしょうはみんなのもんだい

☎ 083-924-2835

☆相談時間☆

平日の10時～16時(土日・祝日はお休み)

*おかけ間違いの無いようご注意ください

地域福祉権利擁護センターでは、要支援者の生活問題に関する相談受付・情報提供機能の強化の一環として、認知症コールセンターを平成21年度から開設しています。

相談は月曜日から金曜日までの平日10時から16時まで受け付けています。認知症の知識や介護技術、精神面も含めた様々な支援に努めています。

4-1-5 広報・啓発の強化及び関係機関との連携

目標・指針

- ・団体等との連携を通して、委員会や苦情解決制度の地域住民への周知を図ります。
- ・関係機関との定期的な情報交換を図ります。

《平成 22 年年度～平成 23 年度 of 取組 of 総括》

広報については、ホームページ等の活用等、限られた予算の中で効率的に行ってきた。事業報告書（冊子）とともに必要に応じてホームページからダウンロードできるようにした。

関係機関との連携については、国保連との連携という面では、国保連主催の研修会の案内を受け参加したということと、法テラスとの連携については、法テラス・山口地方協議会に構成機関として出席し、情報交換を行った。

《事業方針・提案》

民児協や生涯現役推進センターと連携し、幅広い世代に対して苦情解決制度や委員会について周知を図っていく。また、国保連合会とも引き続き連携をしていく。

また、経営協等との連携を図り、苦情解決体制整備を行っていく。

《平成 24 年度以降 of 取組》

- 広報については、引き続きホームページ等を活用していくとともに、県社協ニュースを有効に活用する。
- 経営協、老施協、デイ協との連携をしていくことにより、巡回訪問を充実させ、事業者の苦情解決体制の整備を図る。

4-1-5 広報・啓発の強化及び関係機関との連携

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①委員会活動に関する広報・啓発の工夫強化	○ホームページの掲載内容の充実を図る。	H 2 2 ～ H 2 6
変更	②関係機関との連携	○経営協、老施協、デイ協との連携を図り、巡回訪問を充実させる。	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

福祉サービス運営適正化委員会は、
県内福祉サービス提供事業所へ巡回訪問します。

事業者段階における苦情解決が適切に行われているかヒアリングを行います。

[ポイント]

- ① 事業者としての苦情解決体制を整備し、利用者が苦情の申出をしやすい環境にあり、「仕組み」が機能しているか。
- ② サービスの質の向上に反映されているか。

経営協等と連携し、事業所へ巡回訪問を行っていきます。

基本目標Ⅴ 地域福祉推進のための基盤づくり

5-1 地域福祉を推進するための基盤整備に努めます。

地域福祉を推進する社会福祉実施主体が、経営基盤の強化を目的とし、経営アドバイザー等を活用し、組織・財政・事業の体制づくりや運営について評価し、助言するコンサルタント等の専門的な支援が受けられるようめざします。

また、そこで働く専門職の資質向上、定着率向上のための支援を行います。

5-1-1 市町社協の運営体制支援の構築

目標・指針

- ・ H 2 2 : 7 社協
- ・ 全 1 9 市町社協での社協評価の受審を進めます。
- ・ 市町社協の基盤強化への支援をします。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 社協評価（社協力向上プロジェクト）事業については、市町社協の事業に対する負担感が根強いいため、受審社協が少ない。また、事業のメリットを十分に伝えきれていないため、さまざまな会議を活用し、意義を伝えていく必要がある。
- さらに、受審後のフォローアップについて、体制が整備されていないため、総務班など他部所と連携し、具体的な支援内容等について検討していく必要がある。
- 市町社協巡回訪問時に出てきた課題に対して、その課題解決に向けて、随時支援を行った。また、トップミーティングや事務局長会議、経理研修会を通して、県内社協の基盤強化に向けた働きかけや、事業運営の課題解決に向けた働きかけが行えた。

《事業方針・提案》

- 社協評価（社協力向上プロジェクト）事業については、事業のメリットを伝えていくと同時にフォローアップについての体制整備を行う。
- 県社協からの情報提供にとどまらず、市町社協の社協経営、事業運営に対する課題解決に向けて具体的なテーマについて一層の支援を行う。

《平成 24 年度以降の取組》

- 社協評価（社協力向上プロジェクト）事業の継続的实施。
- 介護保険検討会議から見えてきた社協経営の課題に対して、課題解決に向けた支援が行えるよう、トップミーティングや事務局長会議等の会議の協議テーマを設定していく。
- 専門家の指導の機会を設けて、適正な会計処理の支援を行い、市町社協が「社会福祉法人新会計基準」に移行できるよう研修会の実施と必要な情報提供を行う。

5-1-1 市町社協の運営体制支援の構築

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①社協評価（社協力向上プロジェクト）事業	○全 19 市町社協で実施 ○実施方法・評価項目の再検討	H 2 2 ～ H 2 6
変更	②市町社協フォローアップ事業	○随時、データーを更新 ○市町社協応援プロジェクト会議の開催年 1 回 ○受審社協へのフォローアップ事業年 1 社協	H 2 2 ～ H 2 6
継続	③県・市町社協トップミーティング	○年 1 回開催 ○社協経営、事業運営等に関する課題解決に向けた連携強化	H 2 2 ～ H 2 6
継続	④市町社協会長会総会	○年 1 回開催 ○県内社協の基盤強化のための情報共有	H 2 2 ～ H 2 6
変更	⑤市町社協事務局長会議	○実施回数：年 2 ～ 3 回（必要性に応じて開催） ○実施時期や必要性に応じて他の会議と併せての開催等を検討する	H 2 2 ～ H 2 6
継続	⑥市町社協総務課長・担当職員会議	○県内社協総務課長、担当職員の社協運営の共通認識化	H 2 2 ～ H 2 6
変更	⑦市町社協職員経理研修会	○毎年開催 適正な経理処理の徹底 新会計基準への移行を支援する内容に特化して実施	H 2 2 ～ H 2 6
新規	⑧市町社協巡回訪問の実施	○年 1 回全市町社協を訪問し、現状や課題を把握する。	H 2 4 ～ H 2 6
追加	⑨社協職員研修助成事業の実施	○年に 1 回呼びかけを行う	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

社協評価事業・市町社協フォローアップ事業の実施

社協評価事業では、それぞれの社協で、組織の現状や課題を確認し、課題があれば改善の道筋を市町社協、県社協で共に考えていき、社協力を向上していくことを目的として実施しています。平成 24 年度末までに、16 社協が評価を受審し、それぞれの社協が評価で浮き彫りになった課題に対して継続的な取り組みを行っています。

受審後もフォローアップ事業を継続的に実施し、受審社協に対して未解決な課題や新たな課題に対しても、部会員と一緒に解決に向かい取り組みを行っています。



（平成 24 年度
現地ヒアリングの様子）

5-1-2 社会福祉安定資金の利用促進

目標・指針

- ・貸付件数の増加を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度 of 取組の総括》

- （独）福祉医療機構等他制度の充実により、以前に比べ貸付件数が減少している。
今後も広報啓発の強化を図り、活用を進めていく。

《事業方針・提案》

- 本資金の広報啓発を行い、貸付件数の増加を図る。

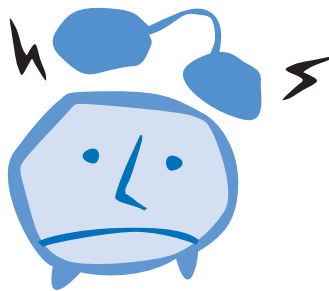
《平成 24 年度以降の取組》

- 県社協で開催される研修会資料や会議資料に本資金の P R 文書（広報媒体）をいれてもらう等本資金の一層の広報啓発を図っていく。

5-1-2 社会福祉安定資金の利用促進

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①社会福祉安定資金貸付事業	○貸付件数の増加	H 2 2 ～ H 2 6



5-1-3 社会福祉事業実施主体の経営改善

目標・指針

- ・社会福祉事業実施主体の経営改善の強化を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

○就労活動レベルアップ事業（授産協）

5-2-1 へ集約

○障害者種別協議会の発展に向けた取組

5-2-1 へ集約

○人材育成・定着アドバイザー派遣事業については、外部からの経営コンサルタントを導入することで、適切に問題解決が出来るケースを積み上げ、その成果を具体的に示すことが求められる。福祉施設経営指導事業については、パンフレットの印刷もできないほど財源が不足しており、出来る範囲での相談対応を実施する必要がある。

《事業方針・提案》

○社会福祉法人及び事業所の経営基盤の強化・安定。働きやすい職場づくり、専門性を高める人材育成システム、適切な労務管理等への支援。

障害福祉関係 5-2-1 へ集約

《平成 24 年度以降の取組》

○人材育成・定着アドバイザー派遣事業の継続実施により社会福祉法人の経営課題と改善方策のノウハウを蓄積するとともに、分析を行い、具体的な紹介を行う。

障害福祉関係 5-2-1 へ集約

5-1-3 社会福祉事業実施主体の経営改善

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①社会福祉法人経営に関する支援	○法人経営基盤の強化、福祉施設の機能充実と健全な施設運営を図る。	H 2 2 ～ H 2 6
継続	②福祉施設経営指導事業	○専門家による指導助言を行い、体制を整備する。	H 2 2 ～ H 2 6
追加	③社会福祉法人経営者協議会の運営	○社会福祉法人経営者協議会の運営を行う。	H 2 2 ～ H 2 6
追加	④社会福祉施設関係団体への支援	○山口県老人福祉施設協議会、山口県デイサービスセンター協議会等への運営支援を行う。	H 2 2 ～ H 2 6
追加	⑤教員免許取得希望者介護体験事業の実施	○小中学校の教員免許取得のための介護体験の調整を行う。	H 2 2 ～ H 2 6



5-1-4 すべての人々が福祉・介護分野へ挑戦できる環境づくり

目標・指針

・事業所の労働環境改善に向けた支援や職員の定着を促す支援を行います。また、他分野で活躍している人財や潜在的有資格者等、多様な人材の参入促進を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

○福祉・介護分野へ挑戦できる環境を整備するため、福祉職場の人事担当者を対象にセミナーの開催、キャリア支援専門員による施設・事業所を訪問し労働環境の改善に努めた。

《事業方針・提案》

- 隣県での就職セミナーの検討。
- 潜在的有資格者を対象に、介護技術を学ぶ機会を検討。
- 障がいのある方が働くことのできる労働環境の開拓。

《平成 24 年度以降の取組》

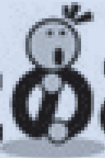
- 隣県で開催される就職セミナーへ参加し、就職セミナーの運営に関する情報収集。
- 隣県で開催される就職セミナーに、山口県の相談コーナーを設置。
- 潜在的有資格者を対象に、介護技術を学ぶ研修会を開催。

5-1-4 すべての人々が福祉・介護分野へ挑戦できる環境づくり

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①福祉・介護サービス事業管理者への相談体制の整備	○アドバイザー派遣 100事業所	H22～ H26
継続	②潜在的有資格者等に対する再就業の支援	○関係団体との連携・協力による相談コーナーの設置 20か所	H22～ H26

《事業紹介》



FWKJSSHI-JOB SEARCH

福祉のお仕事

「求職者」

「福祉のお仕事」では
全国の福祉人材センター・福祉人材バンクでご紹介する
福祉・介護の求人情報を 検索 できます。

希望する職種やお持ちの資格に合う仕事を検索、応募できます。

「求人事業者」

「福祉のお仕事」では
福祉・介護の求人情報を全国に発信 します。

求人票情報を入力し、県社協が承認すると、希望日よりホームページ上に公開されます。

5-1-5 事業所のサービスの向上・職員の資質向上を図る

目標・指針

- ・「福祉サービス第三者評価」の受審事業所数の拡大及び継続的な受審促進を図ります。受審目標：年20事業所

《平成22年度～平成23年度 of 取組の総括》

- 第三者評価の評価調査者は3年間続けて評価実績がないと資格切れとなる。受審事業所の減少に伴う資格切れが進んでいるため、今後は現任の調査者が資格切れにならないようコーディネートするとともに、新規調査者の養成を推進組織（県）と連携することが必要である。
- 介護サービス情報の公表は、実施しないこととなったので、関係する計画内容は実施不可能となった。

《事業方針・提案》

- 第三者評価の評価調査者に対し、評価の機会を均等にするように調整し、評価スキルの維持を図る。
- 必要な研修や情報交換テーマを精査し、本会が実施可能な内容を検討する。

《平成24年度以降 of 取組》

- 推進組織（県）と連携し、評価調査者の養成、資質向上について推進していく。
- 平成24年度より受審義務化となった社会的養護関係施設の評価調査者の養成を図る。

5-1-5 事業所のサービスの向上・職員の資質向上を図る

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
変更	①福祉サービス第三者評価事業の実施	○受審活用事例を活用した普及啓発の促進、経営指導事業との連携方策の研究	H 2 2 ～ H 2 6
変更	②評価調査者の研修等による資質向上の推進	○研修会等の開催の拡大・充実	H 2 2 ～ H 2 6
新規	③社会的養護関係施設の受審義務化への積極的な取組	○調査員の養成 ○県内関係 1 5 施設への調査の実施	H 2 4 ～ H 2 6

《事業紹介》

福祉サービス第三者評価事業の実施

本会では、県及び全社協から認証された評価機関として、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、事業者の方々が提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」を実施しています。

受審された事業者からは、「受審により職員みんなで業務のチェック・見直しができる。」「これまで提供してきたサービスが十分に評価されたので、職員のやる気と自信につながった。」「職員みんなの共通認識ができ、事業所全体の一体感が高まった。」「評価結果から、問題を一つずつ改善に結び付ける具体的な目標設定が出来た。」などの声がありました。

2009
WELFARE SERVICES

ご存知ですか？

福祉サービス第三者評価制度

福祉サービスの質を向上させ、利用者の方々に良質で適切なサービスを提供することを目的としています。

- 近所のあの保育所は どんな保育所なんだろう
- 私の家族にぴったりの介護サービス施設は どこだろう
- どこに どんな 施設や事業所があるの どんなところが良いの

Q「どこが対象なの？」

A 高齢の方や介護が必要な方、子どもや、障害のある方が利用する福祉施設や事業所です。

Q「誰が、何を評価するのですか？」

A 公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的・客観的に評価します。

高齢、障害、児童等全ての福祉サービスを対象として、社会福祉法人・施設等における基本方針、組織運営や人材育成の取り組み、サービス提供体制の整備等を評価します。また、それぞれの種類の特性に沿って設定された基準を用い、食事の提供や健康管理など、具体的なサービス場面についても評価できる内容となっています。さらに、都道府県ごとに、必要に応じて評価細目の上乗せ等を行い、評価基準を決定しています。実際の評価にあたっては、それぞれの種類のサービス特性に沿って、チェックが行われます。

サービス内容評価基準（評価細目の例示）

- ◎アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門職からの指示を得て、適切な対応を行っている。（保育所）
- ◎食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。（児童養護施設）
- ◎入浴は、利用者の障害程度や介護方法など個人の事情に配慮している。（障害者・児童施設）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

5-1-6 生涯現役社会づくりの推進とセンター運営の機能強化

目標・指針

・生涯現役社会づくりを推進していくうえで、現在の事業の点検を行いながら、将来を見据えた将来的ビジョン・アクションプランを作成し、県民をはじめとする各関係機関・団体へ情報の発信を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- センターの各事業担当者で、現在の事業評価・再点検を行った。
- 既存事業の評価、見直し、点検の実施。
- 高齢者や中高年の方々が、健康で生きがいをもって地域社会で積極的に参加できるよう支援するための情報を提供した。
- 「元気はつらつ！生涯現役ニュース」の情報紙を年 2 回発行。
- 存在感あるセンターであるために県民をはじめ、各関係機関・団体へ積極的に情報発信していく。

《事業方針・提案》

- 生涯現役社会づくり推進のための事業とセンター機能確保と維持。
- 生涯現役社会づくり関連の情報発信に位置付けていく。

《平成 24 年度以降の取組》

- 生涯現役社会づくり推進のための事業内容等の再点検を行う。
- 「元気はつらつ！生涯現役 ニュース」の情報紙を年 2 回発行（継続）。
- 情報紙に、県民（高齢者等）が知りたい情報を盛り込んでいく。
- 自主事業であるため、情報紙発行予算の確保。

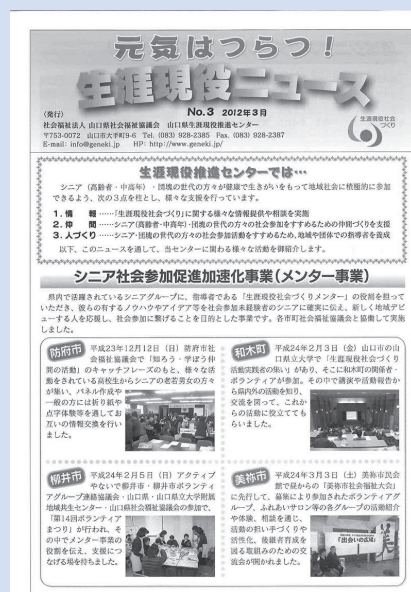
5-1-6 生涯現役社会づくりの推進とセンター運営の機能強化

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①生涯現役社会づくり啓発促進事業 「元気はつらつ！生涯現役ニュース」の発行	○年に2回、情報紙の発行を目指す。	H 2 2 ～ H 2 6
変更	②「元気高齢者・生涯現役社会づくり」の促進 ～山口県社協・生涯現役推進センターとして～	○生涯現役社会づくり4者会議（市町・市町社協・県）を活用し元気高齢者関連の事業や生涯現役社会づくりを促進するため意見交換を行い今後の方向性を模索する。	H 2 3 ～ H 2 6
新規	③生涯現役推進センター連携協働事業 ○財団法人 山口県老人クラブ連合会「きららシニア山口」の運営及び事業への支援 ○生涯現役社会づくり学会の事業への支援協力	○連携・協働により、生涯現役社会づくりの普及促進を図る。 ○山口県老連の組織強化と活動の活性化を図る。	H 2 4 ～ H 2 6

《事業紹介》

- 「元気はつらつ！生涯現役ニュース」は、生涯現役社会づくりの事業紹介やシニアの元気な活動紹介、日常生活に中で役に立つ情報の提供を行っています。
- 「生涯現役社会づくりの推進」については、地域アクティブ推進4者会議（市町・市町社協・県）を活用し元気高齢者関連の事業や生涯現役社会づくりを促進するため意見交換を行い今後の方向性を模索する。



5-2 広域的な支援やサービスの開発・提供に努めます。

社会福祉実施主体が、地域福祉や地域貢献を進めることができるような支援を行います。また、各市町や事業体だけでの解決が困難なサービス等について、先駆的に取組、広域的な支援やサービスの開発提供を行います。

5-2-1 社会福祉事業実施主体の地域貢献活動の促進

目標・指針

社会福祉事業実施主体の地域貢献活動の促進を図ります。

障害者福祉事業の確立を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度の取組の総括》

- 社会福祉法人への課税が検討され、社会福祉法人の存在意義が問われている中、改めて地域福祉の推進を強く意識し、地域から必要とされる法人運営を図る必要がある。地域貢献については、多寡は別として多くの法人が取組んでいるものの、多くは地域交流（行事）となっている。
- 山口県障害者就労支援等推進事業については、工賃倍増支援センターを中心に積み上げてきた障害福祉事業により、新たな「障害者地域支援班」を創設できたことは、本会に障害福祉事業を確立する第一歩として評価できる。しかしながら、一つの“想い”に向けスタートしたはずが、活動（販売）を中心とした事業と仕組みづくりを中心にした事業についての班事業推進体制の面からも徐々にズレが生じていることも否めない。今後、スタッフの充実・強化を図り、工賃倍増支援センターを更に発展させ、トータル的に事業をすすめる体制や事業振興センター（仮称）の設置が必要である。
- 就労活動レベルアップ事業（授産協）については、これまで実施してきたアドバイザリー派遣や研修会実施等を活用し、「工賃引上げ計画」の策定や工賃増額等、成果が見えてきた事業所も多くなったことは評価できるが、まだ、工賃を引上げていくための体制づくりに消極的な事業所もあるのが現状である。今後は事業を活用せず、事業所独自の方法により、成果が見えてきた事業所も出てきていることから、各事業所の状況に即した支援をさらに充実させていくことが必要といえる。また、共同受発注窓口組織の構築に向けた取組を通して、各事業所の「共同受発注」に対する意識が高まってきているが、今後は、これまで検討してきたことを実現させるため、共同受発注窓口組織を構築する必要がある。
- 障害者種別協議会の発展に向けた取組については、各障害者種別協議会において組織の発展に向けた検討が進められ、それにより発展的解散を視野に入れた取組が進んだことは評価できる。今後は、障がいのある人たちを支援していくための新たな組織設立に向け、組織の「使命」「目的」「あり方」などを定める必要がある。

《事業方針・提案》

- 人材育成・定着アドバイザー派遣事業における人材確保・育成・定着の課題を集約する。
- 社会福祉法人における地域貢献活動を促進していくための仕組みづくり。
- 障害福祉サービス事業所製品の販路拡大、安定した請負作業や役務提供の受注を通して、障がいのある人たちの自立と共生の地域社会づくり。
- 障がいのある人たちを支援していくための新たな組織の設立。

《平成24年度以降の取組》

- 社会福祉法人による地域貢献活動の事例共有及び課題分析。
- 社会福祉法人の人材確保・育成・定着及び地域貢献活動に向けた調査を検討する。
- 障害福祉サービス事業所製品の品質や付加価値を高め、一定基準の製品・サービスの提供を可能にし、仕事の配分をもって障がいのある人たちの“働く”“暮らす”基盤となる生活を支援する。
- 工賃引上げ計画の策定や体制づくりなど、各障害福祉サービス事業所の状況に即した支援に取り組む。
- 山口県社会就労事業振興センターを設置する。
- 障がいのある人たちを支援していくための新たな組織の設立のため、組織の「使命」「目的」「あり方」などを検討する。
- 山口県障害福祉サービス協議会を設置する。

5-2-1 社会福祉事業実施主体の地域貢献活動の促進

《H25～H26の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①社会福祉法人施設経営における人材確保・育成に関する調査の検討、実施	○課題の整理と方策の確立	H22～ H26
継続	②障がいのある人たちの自立、社会参加、就労等への支援	○障害者福祉事業を本会に確立する	H22～ H26

《事業紹介》

社会福祉法人における地域貢献活動事例集の作成

本会の内部組織である山口県社会福祉法人経営者協議会では、社会福祉法人が地域の社会資源として、地域に潜在する福祉ニーズや制度化されているサービスでは対応できないニーズへの対応等、社会福祉法人の有する高い公益性・福祉性に基いた事業を積極的に展開するため「地域貢献事業」を推進しています。

県内における「地域貢献事業」のさらなる啓発・普及を図ることを目的として、平成22年度より「社会福祉法人における地域貢献活動事例集」を作成しています。



5-2-2 先駆的、開発的な事業の企画と提案

目標・指針

先駆的・開発的な事業の企画、開発を図ります。

《平成 22 年度～平成 23 年度 of 取組 of 総括》

- 事業推進体制を整えていく必要がある。
- 調査研究については、優先順位を検討し、優先的に行う必要があるものから取り組んでいく。

《事業方針・提案》

- 今後の活動・事業の基礎となるデータを得るための調査を実施する必要がある。
- 山口県内における地域課題の把握や先駆的な取組を行う必要がある。
- 第 4 次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画の進行管理を行う必要がある。

《平成 24 年度以降 of 取組》

- 県民福祉意識調査を実施
- 福祉の輪づくり運動の進行管理と調査研究を行う。

5-2-2 先駆的、開発的な事業の企画と提案

《H 25 ～H 26 の実施事業》

継・変更・新	事業名	目標数値	実施年度
継続	①県民福祉意識調査等実態調査の実施	○定期的調査の実施 (5年に1回)	H 2 5 ～ H 2 6
追加	②第4次福祉の輪づくり運動推進圏域活動計画（ネットワークプランやまぐち）の推進と調査研究	○地域福祉推進委員会の開催 年2回 ○地域福祉課題提言部会の運営 ○地域福祉推進セミナーの企画・実施 ○第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画の進行管理プロジェクト会議の開催	H 2 2 ～ H 2 6

《事業紹介》

地域福祉提言部会・地域福祉推進セミナー



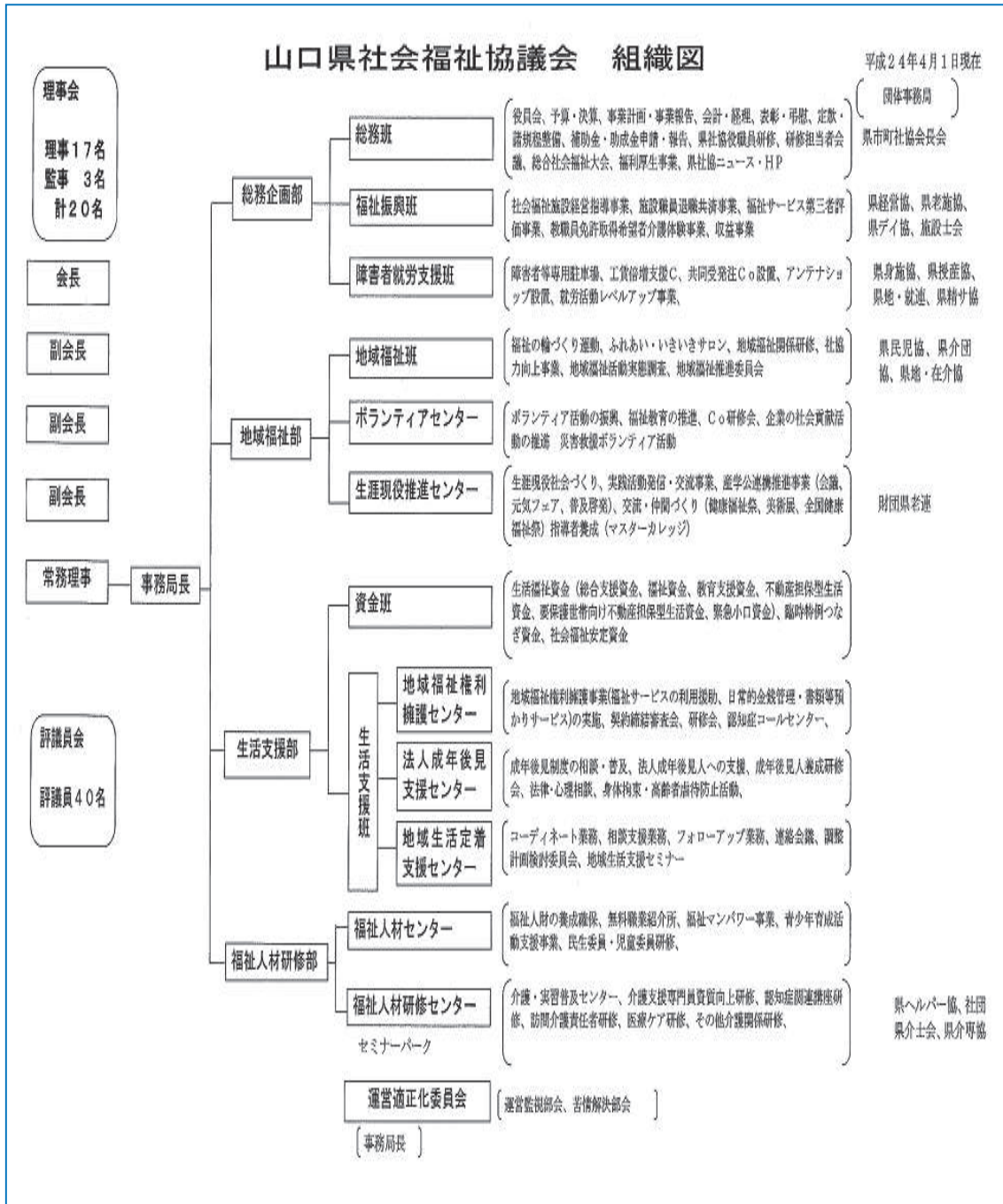
平成24年度 地域福祉推進セミナーの様子

地域福祉提言部会は、山口県における、地域福祉の推進について調査研究を行い、その課題の解決方策を明らかにするために、社協だけでなく、学識、労働、経営、地域等、様々な専門家に集まっていただき、地域福祉活動推進方策に関する調査研究、提言を行うことを目的とし、平成24年に新たに設置された部会です。

地域福祉提言部会で協議された課題や提言については、その年の地域福祉推進セミナーの内容に反映され、広く地域福祉関係者や県民に対してお伝えしていきます。

IV 資料

◆第4次計画を進める組織体制



◆各部所の役割と重点事業

《総務班》

地域福祉推進に向けた総務班の役割

主として、県社協の各部所が、地域福祉の推進役として活動展開を継続的に進めていくことができるよう、組織体制や財政など経営基盤を確立したり、市町社協に対して運営体制を支援するために、考え方や具体的な取り組みを提案したりしている。

この他に、山口県総合社会福祉大会を開催し、社会福祉の推進に寄与された方々を表彰し、総合的、計画的な地域福祉の推進を目指したり、各種の福祉情報の提供や、県内・県外での災害発生時には県社協として災害対応の中核的な役割を果たしている。

また、公益性の高い民間非営利の社会福祉団体として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るため、適正な経理処理の徹底に努めている。

総務班が主に担う地域福祉推進に向けた役割

Ⅳ 相談・情報機能の強化

- ・福祉情報の発信

Ⅴ 地域福祉推進のための基盤づくり

- ・市町社協の運営体制支援の構築

重点事業

- ・福祉情報の提供（４－１－１－①）
- ・県・市町社協トップミーティング（５－１－１－③）
- ・市町社協職員経理研修会（５－１－１－⑦）

《福祉振興班》

地域福祉推進に向けた福祉振興班の役割

「福祉サービス第三者評価」、「社会福祉施設経営指導事業」の実施、社会福祉法人及び高齢者福祉施設・事業所等の種別団体の運営及び事業への支援を通じて、社会福祉法人、高齢者福祉施設・事業所が要援護者、要介護者の生活を支え、地域の介護力の中核として、その役割をよりよく果たせるように努めている。

また、社会福祉法人、高齢者福祉施設・事業所が地域にある社会資源として、その機能をより一層発揮し、地域貢献活動や地域住民、福祉の担い手との協働活動が市町社協との連携により進められるように支援していく。

福祉振興班が主に担う地域福祉推進に向けた役割

- I 一人ひとりを支える
 - ・福祉サービス情報の効果的な集約・公開の推進
- IV 相談・情報機能の強化
 - ・広報・啓発の強化及び関係機関との連携
- V 地域福祉推進のための基盤づくり
 - ・社会福祉事業実施主体の経営改善
 - ・社会福祉事業実施主体の地域貢献活動の促進

重点事業

- ・人材育成・定着アドバイザー派遣事業（５－１－３）
- ・社会福祉法人施設経営における人材確保・育成に関する調査の検討（５－２－１－①）

《障害者就労支援班》

地域福祉推進に向けた障害者就労支援班の役割

障がいのある人たちの“想い”（「働く」「暮らす」等）を実現するため、山口県障害福祉サービス協議会の設置・運営への支援、山口県社会就労事業振興センターの設置・運営への支援などを通して、障がいのある人たちの自立、社会参加、就労等の促進を図る。

障害者就労支援班が主に担う地域福祉推進に向けた役割

- V 地域福祉推進のための基盤づくり
- ・社会福祉事業実施主体の地域貢献活動の促進

重点事業

- ・障がいのある人たちの自立、社会参加、就労等への支援（5-2-1-②）

《地域福祉班・ボランティアセンター》

地域福祉推進に向けた地域福祉班・ボランティアセンターの役割

- ・福祉の輪づくり運動＝地域福祉を進める運動＝自分たちの地域でどんな状況（状態）にあっても暮らしつつけることができるまちづくりを進めている。
- ・住民の地域福祉活動、新たな事業に取り組むための組織化、住民の気づきを促す等の支援（住民の自己実現を支援する相談援助、アセスメント、コーディネートを含む）を行っている県内の市町社協を支援している。

地域福祉班・ボランティアセンターが主に担う地域福祉推進に向けた役割

Ⅱ 豊かなつながりづくり

- ・ライフサイクルに対応した福祉教育・ボランティア学習の推進
- ・小地域地域福祉活動の充実
- ・地域福祉活動をすすめる仕組み・システムの構築
- ・民生委員児童委員活動の強化支援

Ⅲ 福祉を担う人づくり

- ・地域福祉の人財育成

V 地域福祉推進のための基盤づくり

- ・市町社協の運営体制支援の構築
- ・先駆的・開発的な事業の企画と提案

重点事業

- ・地区社会福祉協議会の運営支援（2-1-3-①）
- ・社協と地域福祉活動を進める関係団体との情報共有・連携強化（2-1-3-③）
- ・市町社協フォローアップ事業（5-1-1-②）

《生涯現役推進センター》

地域福祉推進に向けた生涯現役推進センターの役割

シニアを主な対象に、生涯現役社会づくりを目指すことにより地域福祉の推進にあっている。

以下の3つの柱で事業を展開している。

「仲間づくり」 スポーツ大会や美術展等を開催し、人のつながりづくりを支援している。

「人づくり」 社会参加活動をすすめるため、地域や団体における指導者を養成している。

「情報提供」 産学公の団体による情報の共有を図り連携を深めるとともに、地域のシニアグループ等の情報を広く提供している。また企業と協働し、退職後地域にスムーズに溶け込めるように支援している。

また山口県老人クラブ連合会では、

- ・新「村おこし町おこし運動」＝地域支え合い活動＝仲間づくりを通して地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動を推進している。
- ・地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、組織基盤の強化・活性化を図るため、若手委員会の設置等新たな事業も積極的に取り入れ、県内の市町老連の活動支援を行っている。

生涯現役推進センターが主に担う地域福祉推進に向けた役割

Ⅱ 豊かなつながりづくり

- ・中年・高齢者等の主体的な社会参加の啓発促進
- ・交流の場づくり・集う場づくりの提供

Ⅲ 福祉を担う人づくり

- ・シニア・高齢者の地域リーダーの人財育成と環境づくり

Ⅳ 相談・情報機能の強化

- ・企業等で退職前の社員を対象とした地域デビューの促進

Ⅴ 地域福祉推進のための基盤づくり

- ・生涯現役社会づくりの推進とセンター運営の機能強化

重点事業

- ・交流の場づくり・集う場づくりの提供（2-3-1）
- ・シニア・高齢者の社会参加、地域活動のリーダーの人財養成（3-2-2-①）

《資金班》

地域福祉推進に向けた資金班の役割

資金班では、大きく分けて個人向けの資金と事業者向けの資金の2種類の貸付を行っている。

個人向けの資金は、生活福祉資金を中心に貸付を行っている。低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象に、生活保護への防止・脱却や多重債務への予防を目的に必要な資金を貸付けるとともに、当該世帯への民生委員による適切な生活指導と必要な援助を行っている。昨年度の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書を受け、現在の社会情勢や資金ニーズに見合った制度となるよう見直しが検討されている。

事業者向けの資金は、社会福祉安定資金（単県制度）で行っている。貸付対象を「民間社会福祉事業を営業者」としており、民間社会福祉事業の安定的な運営を確保することを目的としている。

資金班が主に担う地域福祉推進に向けた役割

- I 一人ひとりを支える
 - ・生活福祉資金の適切な貸付の実施
- V 地域福祉推進のための基盤づくり
 - ・社会福祉安定資金の利用促進

重点事業

- ・生活福祉資金（総合支援資金）の活用促進と効果的運用（1-1-1-①）

《生活支援班》

地域福祉推進に向けた生活支援班の役割

判断能力が十分でない方々に対して、地域でできる限り自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭管理等の事業を行う地域福祉権利擁護事業、市町社協等の法人が成年後見を受任する際の業務上の相談に対する助言や研修、普及啓発などを行うことにより、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを行う“らいふサポートやまぐち”事業、高齢又は障害を有するために福祉の支援を必要とする矯正施設退所者に対して、矯正施設退所後に安定した日常生活が送れるように支援を行うとともに、地域住民などの理解が得られるように普及啓発を行う地域生活定着促進事業、及び、住民が抱える法律や認知症等に関する相談に専門家が対応する専門相談の実施や、地域で相談を受ける立場にある民生委員・児童委員等を対象とした研修会等を開催する福祉相談事業等を通して、地域で誰もが安心して暮らし続けることを支えます。

生活支援班が主に担う地域福祉推進に向けた役割

- I 一人ひとりを支える
 - ・判断能力に不安がある方の支援体制の充実・強化
 - ・福祉的ニーズを持つ矯正施設退所者の地域生活支援
- III 福祉を担う人づくり
 - ・判断能力に不安がある方の日常生活支援に関わる職員の養成と資質の向上
- IV 相談・情報機能の強化
 - ・要支援者の生活問題に関する相談受付・情報提供機能の強化

重点事業

- ・地域福祉権利擁護事業の推進に向けた支援の強化（1-2-1-①(2)）
- ・成年後見を受任又は受任を検討している社協等への支援（1-2-1-②(2)）
- ・地域生活定着促進事業の実施（1-2-2-①）

《福祉人材センター》

地域福祉推進に向けた福祉人材センターの役割

就労斡旋事業は、福祉の仕事への就業を希望する人と人材を必要とする社会福祉サービス事業所等との橋渡しを行う事業である。福祉施設や事業所に、福祉の仕事を担当する人材を送り届けることを通じて、地域福祉を担当する福祉施設や事業所を支援し、広く、地域福祉に貢献している。

福祉人材センターが主に担う地域福祉推進に向けた役割

Ⅲ 福祉を担う人づくり

- ・福祉・介護を支える幅広い人材の確保・定着
- ・福祉・介護サービスの周知と理解促進
- ・福祉・介護を支える意欲と能力にあふれる人材の育成
- ・すべての人々が福祉・介護分野への挑戦ができる環境づくり

重点事業

- ・福祉人材確保に向けた福祉人材センターの運営（3-1-1-①）
- ・福祉・介護人材マッチング支援事業の実施（3-1-1-②）

《福祉人材研修センター》

地域福祉推進に向けた福祉人材研修センターの役割

人材養成事業

人材養成事業は、介護・福祉サービスに従事する人材等に対し、資質向上のために必要な研修を提供するものである。センターでは、主に福祉専門職を対象とする研修を実施しており、ともに地域福祉を推進する立場にある人材の養成を行っている。

専門職協議会の事務局業務

センターは福祉専門職協議会の事務局を担うことを通じて、信頼関係を持って相互協力の体制を築いている。協議会をセンター（本会）に置くことで、各専門職の課題や地域の実情を把握することが可能となり、それぞれの事業に互いの声を聞きながら、連携して取り組んでいる。各協議会は、本会のすすめる地域福祉の推進のための強力なパートナーである。

福祉人材研修センターが主に担う地域福祉推進に向けた役割

Ⅲ 福祉を担う人づくり

- ・福祉・介護を支える幅広い人材の確保・定着
- ・福祉・介護を支える意欲と能力にあふれる人材の育成

Ⅴ 地域福祉推進のための基盤づくり

- ・すべての人々が福祉・介護分野への挑戦ができる環境づくり

重点事業

- ・福祉・介護サービス従事者キャリアアップ支援研修の充実（3-1-3-①）
- ・県民が介護・知識・技術を習得するための講座の実施及び情報の提供（3-1-3-④）

《福祉サービス運営適正化委員会》

地域福祉推進に向けた福祉サービス運営適正化委員会の役割

福祉サービス運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することを目的としている。

改正社会福祉法の施行により、「措置」から「利用契約」の時代へと変わったが、なお、サービス利用者とサービス提供事業者との対等な関係を築くことが困難な状況が多いなかであって、利用者・事業者双方から高い信頼が得られ、安心して福祉サービスを利用できるよう、その中立・公正な立場としての役割を果たさなければならない。

また、運営監視・苦情解決に取り組むことにより、山口県内の各事業所のサービスの質の向上に寄与することが地域福祉推進における大きな役割である。

運営適正化委員会が主に担う地域福祉推進に向けた役割

- I 一人ひとりを支える
 - ・福祉サービスの質の向上
- IV 相談・情報機能の強化
 - ・広報・啓発の強化及び関係機関との連携

重点事業

- ・事業所における苦情解決体制の整備及び活用促進（１－２－４－①）
- ・福祉サービス運営適正化委員会の適正な運営の確保（１－２－４－②）

・中間見直し報告書の策定プロセスとメンバー

◆地域福祉推進委員会の協議経過等について

日時	協議事項
【第1回】 平成24年 7月3日（火） 13:00～14:30	(1) 平成24年度地域福祉推進委員会の運営について (2) 「第4次福祉の輪づくり運動県域活動計画」の中間見直しについて
【中間報告会】 平成24年 9月10日（月） 13:00～16:30	(1) 基調説明（全体会） テーマ：「県社協事業における県域活動計画の位置づけ」 説 明：山口県社会福祉協議会 (2) 各部署の取組報告（分科会） ○第1分科会：一人ひとりを支える ・生活支援班 ・運営適正化委員会 ○第2分科会：豊かなつながりづくり／福祉を担うひとづくり ・福祉人材研修部 ・生涯現役推進センター ・地域福祉班・ボランティアセンター ○第3分科会：相談・情報機能の強化／福祉推進のための基盤づくり ・総務班 ・障害者就労支援班 ・福祉振興班 ・資金班 (3) 分科会報告（全体会） (4) 総括講義（全体会） テーマ：「地域福祉の推進と県社協への期待」 講 師：山口県地域福祉推進委員会 委員長 九州大学大学院人間環境学研究院准教授 高野 和良氏
【第2回】 平成25年 3月4日（月） 10:00～12:00	(1) 「第4次福祉の輪づくり運動県域活動計画」の中間見直し最終案について (2) 地域福祉課題提言部会報告について (3) 来年度の提言内容についてについて

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 委員名簿

自 平成24年7月 1日
至 平成26年3月31日

	所属名	役職名	氏 名
委員長	九州大学大学院人間環境学研究院	准教授	高 野 和 良
副委員長	やまぐち県民ネット 21	理事	安 達 智
委員	山口県立大学社会福祉学部	教授	草 平 武 志
委員	山口県弁護士会	弁護士	石 原 詠 美 子
委員	周南市社会福祉協議会	総務課長	有 馬 俊 雅
委員	美祢市社会福祉協議会	地域福祉部門係長	羽 根 一 孝
委員	下関市社会福祉協議会	在宅福祉課長	山 村 敏 史
委員	山口県社会福祉施設経営者協議会 青年経営者会	会長	辻 中 浩 司
委員	梅光学院大学	講師	吉 島 豊 録
委員	山口県自治会連合会	会長	小 田 敏 雄
委員	山口商工会議所	専務理事	上 野 省 一
委員	山口県労働者福祉協議会	専務理事	大 塚 健 二
委員	山口県医師会	理事	今 村 孝 子
委員	山口県民生委員児童委員協議会	副会長	岸 野 保 則
委員	山口県老人クラブ連合会	副会長・女性部長	中 村 美 子
委員	山口県健康福祉部厚政課	主幹	門 田 大
(新) 委員	山口県共同募金会	常務理事	山 崎 英 一
(新) 委員	山口県教育委員会義務教育課	指導主事	國 友 孝

◆第1回「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」進行管理局内プロジェクト会議について

日時	協議事項
【第1回】 平成24年 5月28日（月） 13:00～15:00	(1) 今年度の協議内容及び進め方について (2) 次回（第2回：6月予定）WGまでに、各班で取り組む事項について
【第2回】 平成24年 7月18日（水） 13:00～15:00	(1) 中間報告会についてのイメージについて (2) 各柱の事業内容の再点検 (3) 次回に向けた作業について
【第3回】 平成24年 8月24日（金） 13:00～15:00	(1) 県域活動計画 中間見直しに向けた研修会の実施について (2) 中間見直しの最終報告にむけた進め方
【第4回】 平成24年 10月24日（水） 13:00～15:00	(1) 県域活動計画 中間見直しに向けた研修会の報告について (2) 県域活動計画 中間見直しの最終確認に向けた作業について (3) 中間見直しの最終報告のまとめ方について
【第5回】 平成24年 12月27日（木） 13:00～15:00	(1) 県域活動計画 中間見直しに向けた管理職会議の報告について (2) 県域活動計画 中間見直し報告書（案）について (3) 平成25年度以降の計画評価の方針について

第4次 福祉の輪づくり運動

県域活動計画進行管理局内プロジェクトチーム名簿

平成24年5月28日～平成25年3月31日

所 属	職 名	氏 名
総務班	主任主事	村 田 真 帆
福祉振興班	主任主事	山 本 貴 茂
障害者就労支援班	副部長	藤 津 忍
地域福祉班・ボランティアセンター	主任主事	山 本 彩
生涯現役推進センター	活動推進員	小 川 師 生
資金班	主査	熊 谷 聖
生活支援班	主任主事	内 田 真利子
福祉人材センター	副部長	柴 田 朗
福祉人材研修センター	主任主事	木 村 考 利
運営適正化委員会	主任主事	吉 木 伸 行

【助言者】

所 属	職 名	氏 名
事務局	事務局長	伊 達 巧
地域福祉部	部長	高 木 和 男

【事務局】

所 属	職 名	氏 名
地域福祉班・ボランティアセンター	主査	大 倉 福 恵
〃	主任主事	中 村 美 保
〃	主任主事	福 田 惇 一